

せんなん男女平等参画プラン

令和元年度
進捗状況調査報告書

令和2年度
実施計画書

泉南市人権推進課



目次

プランの体系	1
基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める 活力ある社会づくり	4
基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり	19
基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり	29
基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり	37
基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした 安心づくり	49
資料 泉南市男女平等参画推進条例	61

プランの体系

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

1. 政策・方針決定の場への女性の参画促進【女性活躍推進計画】

- (1) 行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進
- (2) 事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大
- (3) 市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大

2. 女性に魅力あるまちづくり

- (1) 女性のエンパワメント支援
- (2) 女性のネットワーク支援

3. 男女が協働で行う地域活動の促進

- (1) 地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり
- (2) 地域活動が行われている場を活用した男女平等の推進
- (3) 防災・災害復興対策における男女平等参画の推進

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり

【女性活躍推進計画】

4. 就労の場における男女平等の促進

- (1) 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- (2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
- (3) 農業や自営業に従事する女性への支援

5. ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

- (1) 仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成
- (2) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価
- (3) 多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充

6. 男性にとっての男女平等参画の推進

- (1) 男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

7. さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

- (1) 高齢者・障害者の生活の充実
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 在住外国人女性とその子どもの生活の充実
- (4) 生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組

8. 相談機能の充実

- (1) 相談窓口の充実とネットワーク
- (2) 相談にあたる相談員に対する研修の充実

9. ライフステージに対応した健康づくりの支援

- (1) 生涯をとおしての健康づくりの支援
- (2) 性と生殖に関する取組の充実

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

10. 男女平等参画の理解の推進

- (1) 男女平等参画の広報・啓発の推進
- (2) 事業所等に向けての広報・啓発の推進
- (3) 男女平等を推進する文化創造・表現活動の推進

11. 男女平等参画を推進するための教育の充実

- (1) 男女平等を推進する学校教育の充実
- (2) 幼稚園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進
- (3) 男女平等を推進する社会教育、学習の充実

12. 多様な選択を可能にする社会教育の推進

- (1) 女性の人材育成
- (2) 生涯学習に関する情報の提供
- (3) 社会教育に携わる人々への学習機会の提供

13. メディアにおける人権の尊重

- (1) 男女の人権を尊重した表現の推進
- (2) 情報教育の推進

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり 【DV 防止基本計画】

14. あらゆる暴力の根絶

- (1) 男女平等の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発
推進
- (2) 暴力被害者へのワンストップ支援
- (3) 児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援

15. DV 防止計画の推進

- (1) DV被害の防止
- (2) 被害者に対する初期段階の支援の充実
- (3) 生活基盤を整えるための支援
- (4) 若年層へのDV防止教育及び相談



男女平等参画で進める 活力ある社会づくり

基本目標 I

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

主要施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	指定管理者管理運営施設第3者評価委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 4人 うち女性 0人、女性比率 0% ②40%未満の理由 施設の管理運営等の評価を行う学識経験、専門知識を有する委員を選定した結果。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	施設の管理運営等の評価を行う学識経験、専門知識を有する委員を選定した結果。 次期改選時にあつては、女性委員の登用を積極的に進める。	①次期改選時期 R2.6月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	行政評価第三者評価委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 6人 うち女性 2人、女性比率 33% ②40%未満の理由 行政評価制度の改善に向けた検証並びに市が実施した行政評価結果についての評価を行う学識経験、専門知識を有する委員、市民委員を選定した結果。 ③市民公募委員の人数 2人 ④職務指定委員の人数 8人	4、計画をやや下回る	行政評価を行う学識経験、専門知識を有する委員、市民委員を選定した結果。 次期改選時にあつては、女性委員の登用を積極的に進める。	①次期改選時期 R2.10月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	不動産評価審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数7人 うち女性1人、女性比率15% ②40%未満の理由 あて職の女性登用が少ないため	5、計画を大幅に下回る	今年度の改選時に、女性委員1名を登用することができた。	①次期改選時期 R3.4月(予定) ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公共施設等最適化推進委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数11人 うち女性3人、女性比率28% ②40%未満の理由 あて職の女性登用が少ないのと、市民公募での女性の公募が少なかったため。 ③市民公募委員の人数 5人	5、計画を大幅に下回る	R1年度は市民公募の内女性が一人増え、登用比率がやや上昇した。次期改選時にあつても、引き続き女性委員の登用を積極的に進める。	①次期改選時期 R2.5月(一部委員) ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	行革・財産活用室
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	防災会議 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数31人 うち女性1人、女性比率3.2% ②40%未満の理由 委員の構成は条例に根拠があり、各構成委員は充て職となっている。当該充て職に男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	5、計画を大幅に下回る	委員の構成は、条例に根拠があり、構成委員は各機関の長を充てているため、男性が多くなる傾向にある。対応としては、機関の長に限らず機関を代表する者として女性委員の登用に努める。	①次期改選時期 令和3年3月31日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 9% ③②が40%未満の理由 —	危機管理課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	国民保護協議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数30人 うち女性0人、女性比率0% ②40%未満の理由 委員の構成は条例に根拠があり、各構成委員はあて職となっている。当該あて職に男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 4人	5、計画を大幅に下回る	委員の構成は、条例に根拠があり、構成委員は各機関の長を充てているため、男性が多くなる傾向にある。対応としては、機関の長に限らず機関を代表する者として女性委員の登用に努める。	①次期改選時期 令和2年7月31日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 6% ③②が40%未満の理由 —	危機管理課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	行政対象暴力連絡協議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 8人 うち女性 0人、女性比率 0% ②40%未満の理由 委員の構成は要綱に根拠があり、各構成委員はあて職となっている。当該あて職に男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 8人	5、計画を大幅に下回る	委員の構成は要綱に根拠があり、各構成委員はあて職となっているため、当該あて職の男女比による。	①次期改選時期 人事異動の都度(構成員が全員行政職員のため) ②次期改選時の目標女性比率(%) 委員はすべてあて職のため、当該あて職の男女比による ③②が40%未満の理由 —	危機管理課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	総合計画審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	泉南市総合計画審議会規則に基づく第3条第2項1号・3号・4号委員については解囃済。		—	新たに審議会等を設置する際は、女性委員の参画に努めます。	政策推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	情報公開・個人情報保護審査会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 5人 うち女性 1人、女性比率 20% ②40%未満の理由 識見を有する者という委員の資格要件を考慮しながら探したが、適任者が見当たらなかった。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	令和元年度は女性比率が20%のままでした。課題は、本審査会では、却下等の処分に対する不服申立てを審査することになるので、訴訟や行政全般について広く識見を有する必要があるため、適任者を見つけることは容易ではありません。引き続き女性弁護士等の有識者を中心に適任者を探していきたいと考えています。	①次期改選時期 令和2年10月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 20% ③②が40%未満の理由 定数5名と母数が小さいため、女性委員の構成比率を上げることは難しい。	総務課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	情報公開・個人情報保護制度運営審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 6人 うち女性 2人、女性比率 33.3% ②40%未満の理由 H28年に女性委員1名を増員したところ、以前より女性の意見が審議に反映されるようになり、一定の効果が発揮されているため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	4、計画をやや下回る	令和元年度は女性比率が33.3%のままでしたが、令和2年10月の改選時期にもう1名女性委員を選任できるよう努めます。	①次期改選時期 令和2年10月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 42.8%(総委員数7人のうち女性委員3人) ③②が40%未満の理由 —	総務課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公害対策審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数6人 うち女性1人、女性比率16.7% ②40%未満の理由 あて職が多く、当該あて職に女性が少いため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	現状において女性登用率が達成されていないので、次期改選時に女性委員の積極的な登用に努めます。	①次期改選時期 令和4年2月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	環境整備課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	民生委員児童委員推薦会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 13人 うち女性 3人、女性比率23.1% ②40%未満の理由 民生委員児童委員は厚生労働大臣が委嘱している。そのため、重責を担って地域において活動する民生委員児童委員を推薦するに当たり、各種団体等の長が委員になる場合が多く、当該団体等の長が比較的男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	5、計画を大幅に下回る	引き続き、可能な限り女性委員の登用に努める。	①次期改選時期 2022(令和4).12.1 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	生活福祉課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	国民健康保険運営協議会委員 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 14人 うち女性 4人、女性比率28.57% ②40%未満の理由 被保険者代表委員4人中2人は女性、また公益代表委員4人中2人は女性であるが、療養担当(医師等)委員及び保険者代表委員については、それぞれの団体からの推薦委員であり、女性の推薦が無かったため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	改選時期だったので公募も行ったが応募が無かった。また14人中6人は医師会や保険者団体からの推薦であり、推薦依頼を行ったところ女性の推薦が無かった。現委員の任期は令和元年6月から3年間であり、今後2年間は体制は変わらない。医師会等へ推薦する際は女性登用について配慮頂くよう依頼する予定。	①次期改選時期 令和4年6月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 35.71% ③②が40%未満の理由 被保険者代表・公益代表委員は半数は女性(8人中4人)でこれ以上の女性の登用は難しいと思われる。残りの6人は医師会等からの推薦委員であり、この中から複数の女性を推薦いただくのは難しいと思われるため。	保険年金課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	総合福祉センター運営協議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	5、計画を大幅に下回る	R1年度は開催せず	①次期改選時期 R2.5.1 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	長寿社会推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	老人ホーム入所判定委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人	5、計画を大幅に下回る	R1年度は開催せず	①次期改選時期 R2.5.1 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由	長寿社会推進課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	地域包括ケア計画推進委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 18人 うち女性 4人、女性比率 22.2% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 2人 ④職務指定委員の人数 9人	5、計画を大幅に下回る	専門知識を要する為、関係機関の代表者に委嘱しているが、代表者および推薦者が男性の場合は、未達成となる。	①次期改選時期 令和3年度 ②次期改選時の目標女性比率(%) 30% ③②が40%未満の理由 専門知識を要する為、関係機関の代表者に委嘱しているが、代表者および推薦者が男性の場合は、未達成となるため。	長寿社会推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市主要建設事業再評価委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人		再評価委員会の実施は、ありませんでした。	①次期改選時期 随時。現在のところ、令和2年度の予定はなし。 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上 ③②が40%未満の理由	道路課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	都市計画審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 15人 うち女性 3人、女性比率 20% ②40%未満の理由 泉南市都市計画審議会条例第2条第2項第1号及び第2号における学識経験者委員、市会議員委員においては、登用方法が制約されるため ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	泉南市都市計画審議会条例第2条第2項第1号及び第2号における学識経験者委員、市会議員委員においては、登用方法が制約されるが、改選後も女性の登用を確保し、前回を上回る。 現在、泉南市都市計画審議会条例第2条第2項第4号における「市の住民」に該当する委員においては、5人のうち女性が2人であり、女性比率は40%であるが、引き続き、女性の登用に努める。	①次期改選時期 令和3年10月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	都市政策課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	ホテル等建築審議会 登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 10人 うち女性 4人、女性比率 40% ②40%未満の理由 40%のため、理由なし ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	現状において、女性比率40%を達成しており、引き続き現状維持に努める。	①次期改選時期 令和2年11月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 40%以上のため、理由なし	審査指導課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	市民交流センター運営審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数9人 うち女性1人、女性比率11.1% ②40%未満の理由 充て職として各団体の長を委員として採用しており、その長に男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 ④職務指定委員の人数 9人	3、計画どおり	引き続き、各団体への啓発に努めることとする。	①次期改選時期 令和2年4月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上 ③②が40%未満の理由 充て職として各団体の長を委員として採用しており、その長に男性が多いため。	人権推進課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市人権尊重のまちづくり審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 20人 うち女性 3人、女性比率 15% ②40%未満の理由 充て職として各団体の長を委員として採用しており、その長に男性が多いため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	5、計画を大幅に下回る	女性の人数が前年度より2名減ってしまった。女性比率は目標未達成であるため、引き続き、次期改選時に女性の登用を検討する。	①次期改選時期 令和2年6月30日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	人権推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	男女平等参画審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数5人 うち女性3人、女性比率60% ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の委員数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	現状において、女性比率40～60%を達成しており、引き続き現状維持に努める。	①次期改選時期 令和2年10月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上維持に努める ③②が40%未満の理由 —	人権推進課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市主要建設事業再評価委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人		未実施	①次期改選時期 今年度においては、再評価委員会の予定は現在のところなし。 ②次期改選時の目標女性比率(%) 実施の際は、登用比率40%以上を目標とし、女子委員の登用を積極的に進めます。 ③②が40%未満の理由 —	下水道課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	学校給食センター運営委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 人 うち女性 人、女性比率 % ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の人数 人 ④職務指定委員の人数 人		必要に応じて開催することとなっており、令和元年度は開催せず。	①次期改選時期 必要時に随時 ②次期改選時の目標女性比率(%) 実施の際は、登用比率40%以上を目標 ③②が40%未満の理由 —	教育総務課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	教育委員 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数4人 うち女性1人、女性比率25% ②40%未満の理由 委員の選任に際しては、委員の資格要件に基づき任命しているため、女性比率が40%を下回ることがある。 ③市民公募委員の人数 — ④職務指定委員の人数 —	5、計画を大幅に下回る	改選時に資格要件に基づき可能な限り対応する。	①次期改選時期 各委員の任期は4年 直近に任期満了の委員は、令和3(2021)年3月 ②次期改選時の目標女性比率(%) 委員の選任に際しては、委員の資格要件に基づき、可能な限り40%以上になるよう努めます。 ③②が40%未満の理由 —	教育総務課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	社会教育委員 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数11人 うち女性 2 人、女性比率18 % ②40%未満の理由 各団体の充て職に女性が少ないため。 ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	4、計画をやや下回る	各団体から充職で来ていただく方は男性が多かった。 各団体に女性の充職をお願いできるかどうかを検討する。	①次期改選時期 令和3年度 ②次期改選時の目標女性比率 40% ③②が40%未満の理由 —	生涯学習課

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	文化財専門委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 5人 うち女性 0人、女性比率 0% ②40%未満の理由 考古学、民俗学、建築史学等の各専門分野の学識経験者に依拠しており、これまで本市と関わりのある専門家に女性が少なかったため ③市民公募委員の人数 ④職務指定委員の人数	4、計画をやや下回る	元年度は文化財専門員会を開催しておらず、あらたな文化財専門委員の選任を行っていない。次期開催時には女性比率にも配慮しつつ専門委員の人選を行うように検討する。	①次期改選時期 ②次期改選時の目標女性比率(%) 9% ③②が40%未満の理由	生涯学習課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	図書館協議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 7人 うち女性 6人、女性比率 86% ②40%未満の理由 - ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	1、計画を大幅に上回る	女性比率が40%を超えており、今後も女性委員の登用に努める。	①次期改選時期 令和2年7月31日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 50% ③②が40%未満の理由 -	文化振興課図書館
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	文化ホール協議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 6人 うち女性 5人、女性比率 83% ②40%未満の理由 - ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 0人	1、計画を大幅に上回る	条例改正を行い、市民公募を含め新たな委員を登用した。女性比率が40%を超えており、今後も女性委員の登用に努める。	①次期改選時期 令和3年9月30日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 50% ③②が40%未満の理由 -	文化振興課図書館
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公民館運営審議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数11人 うち女性 4人、女性比率45.45% ②40%未満の理由 ③市民公募委員の人数 1人 ④職務指定委員の人数 人	3、計画どおり	40%を超えるように努力した。	①次期改選時期 令和3年10月31日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 45% ③②が40%未満の理由	文化振興課公民館
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	青少年センター運営委員 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数13人 うち女性3人、女性比率23% ②40%未満の理由 運営委員については、学識経験者(5名)・学校関係者(2名)・市職員(6名)で構成されているが、充て職委員である学校関係者、市職員に女性が少ない。 ③市民公募委員の人数 ④職務指定委員の人数	5、計画を大幅に下回る	青少年センターの運営委員は2年任期となっており、前年度と変更はない。	①次期改選時期 令和4年4月1日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 -	青少年センター

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	固定資産評価審査会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数3人 うち女性2人、女性比率67% ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	1、計画を大幅に上回る	委員定数が3名であるため、1名～2名の女性委員数を維持する。	①次期改選時期 一斉改選という概念が無い(個々の委員ごとに任期設定)。 直近に任期満了を迎える委員の任期は令和2年11月30日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	選挙管理委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数4人 うち女性1人、女性比率25% ②40%未満の理由 各区等からの推薦によるため なお、選管委員補充員を含めた場合は女性比率50% ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 4人	5、計画を大幅に下回る	選挙管理委員会委員は、基本的には補充員を経て委員に就任していただいていることから、現状補充員となっている女性が今後委員に就任していただければ達成は可能と考えている。	①次期改選時期 令和6年1月18日任期満了 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	監査委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数2人 うち女性1人、女性比率50% ②40%未満の理由 — ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 2人	1、計画を大幅に上回る	識見を有する者としての監査委員は女性(代表監査委員)であることから、現状の委員定数においては40%を下回る可能性は無い。	①次期改選時期 令和2年11月28日任期満了(識見) 令和2年10月27日任期満了(議選) ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	公平委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数3人 うち女性1人、女性比率33% ②40%未満の理由 委員定数が3名であるため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 3人	4、計画をやや下回る	委員定数が3名であるため、1名～2名の女性委員数を維持する。	①次期改選時期 一斉改選という概念が無い(個々の委員ごとに任期設定)。 直近に任期満了を迎える委員の任期は令和2年12月25日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40% ③②が40%未満の理由 —	総合事務局
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	農業委員会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数 20人 うち女性 1人、女性比率 5% ②40%未満の理由 3年任期のため ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	委員になれる条件として、農業に精通しており、農地及び水利等における利権の掌握が出来ている者である。また、認定農業者として登録されている者が定数の6割以上でなければならない。	①次期改選時期 2022年7月20日 ②次期改選時の目標女性比率(%) 5% ③②が40%未満の理由 女性認定農業者がいない	農業委員会

I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	泉南市自立支援協議会 2021(令和3)年度までに登用比率40%以上を目標とし、女性委員の登用を積極的に進めます。	①総委員数19人 うち女性8人、女性比率42% ②40%未満の理由 - ③市民公募委員の人数 0人 ④職務指定委員の人数 0人	3、計画どおり	現状では、女性比率40%以上であり、今後も継続して女性委員の積極的登用を進める。	①次期改選時期 令和3年度 ②次期改選時の目標女性比率(%) 40%以上 ③②が40%未満の理由	障害福祉課
I	1	(1)	行政委員・審議会委員等への男女平等参画促進	＜委員公募制の活用の促進＞市政への市民の参画を可能にするため、市民委員の公募を推進します。	「附属機関等の設置等に関する方針」において、公募委員の登用促進について明記し、市民公募を推進するよう働きかけた。 1年度(R2.3.31)の実績は、総委員数328人、うち女性委員71人、女性比率23.5%。	3、計画どおり	実績欄のとおり働きかけてはいるが、直近5年間の総委員数に占める女性委員の割合は、約20%前後を推移しており、決して上昇しているとは言えない状況である。課題としては、「市民委員の女性登用」や「総委員数に占める市民委員の割合を増やすこと」等が挙げられる。31年度は、まず市民委員の登用状況を調査することとする。	泉南市男女平等参画推進本部会議等において、市民公募を推進し、女性委員参画率の向上を図っていく。	人権推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜事業所に対して女性の積極的登用についての啓発＞事業所に対して女性の積極的登用についての啓発を充実します。	大阪府、大阪府企業人権協議会が開催する「公正採用選考・人権啓発推進員研修」、「人権リーダー養成講座」等の研修会の参加費助成について周知を図った。	3、計画どおり	研修や講座等の参加費助成を図り、事業所に対する女性の積極的登用についての啓発を図っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に研修会や講演会等の開催を検討します。	人権推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	ABC委員会等のコミュニティ団体(構成員やリーダーが女性である団体)の継続的な支援を行いました。	3、計画どおり	ABC委員会等のコミュニティ団体(構成員やリーダーが女性である団体)の継続的な支援を行うことで、各種団体に対して女性の役職者登用の啓発につながった。	ABC委員会等のコミュニティ団体(構成員やリーダーが女性である団体)の継続的な支援を図ります。	政策推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	校区人権啓発推進協議会の会合において、条例の周知を含め、男女平等参画に関する各種講座や講演会の広報・報告等を行い、啓発を図った。	3、計画どおり	校区人権啓発推進協議会等、各種団体に対して男女平等参画に関する啓発を行っている。	引き続き、校区人権啓発推進協議会の会合において、条例の周知を含め、男女平等参画の呼びかけを行う。	人権推進課
I	1	(2)	事業者や地域の各種団体などにおける方針決定過程への女性の参画拡大	＜各種団体に対して女性の役職者登用の啓発＞地域団体や市民活動団体などに対して積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)についての啓発や情報提供をするとともに、女性が方針決定過程へ参画することの意義についての啓発、研修を充実します。	各種団体において構成員が男女どちらかに偏ることなく、また、運営にあたっては方針決定の場に女性が平等に参画するよう働きかけた。	3、計画どおり	文化協会役員18人中、女性12人(67%) 市PTA役員8人中、女性3人(40%) 婦人会役員10人中、女性10人(100%) 体育協会役員40人中、女性役員6名(15%) スポーツ推進委員20人中、女性13人(65%)	各種団体において構成員が男女どちらかに偏ることなく、また、運営に当たっては方針決定の場に女性が平等に参画するよう働きかける。	生涯学習課

I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性職員の職域拡大＞女性職員・教職員の管理職への職域拡大を推進します。	女性職員の能力・経験を幅広い職域で活用するために、適材適所の観点から、職域の拡大に努めた。	2、計画をやや上回る	女性職員のさらなる職域拡大及び管理職となる職員を育成することが課題である。	女性職員の能力・経験を幅広い職域で活用するために、適材適所の観点から、職域の拡大を進める。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜管理職への女性の登用拡大＞「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用を促進します。	総管理職数 65人 うち、女性管理職数 9人 女性管理職比率 13.85%	4、計画をやや下回る	昨年度と比較して、女性管理職比率は減少した。また、目標値である20%と比較してもやや低い状態にある。今後も積極的に女性管理職への登用を進める必要がある。	女性管理職（課長級）以上の割合 20%以上 目標年次 令和2年度末 「泉南市における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職への登用については、能力・適正に応じて、積極的に登用を進める。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜管理職への女性の登用拡大＞「泉南市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性教職員の管理職への登用を促進します。	学校運営、管理の職務経験を積めるよう、配置を含め計画的育成に努めました。また、管理職ヒアリング等を通じて、更なる職場の意識向上を働きかけました。	2、計画をやや上回る	数年先の管理職の配置について、女性職員を計画的に登用していくことを学校長と共有、確認した。	引き続き、女性教職員の管理職への登用拡大を推進します。	学務課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性の職務能力の向上のための研修の充実＞女性の職員・教職員の能力向上のための研修を充実します。	女性・男性を問わず、職務能力向上に向けた研修を実施した。 【例】 非管理職ワークライフ研修 管理職ワークライフマネジメント研修 監督職マネジメント研修 など	3、計画どおり	職務能力の向上や実務能力向上に向けた研修の検討が必要である。	職員の能力開発・向上、キャリアデザイン、自己啓発を目的とした研修を実施し、女性職員の積極的な参加を進める。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜女性職員のネットワーク支援＞女性職員のロールモデルの提示やメンター制度の導入等を検討します。	昨年度に引き続き、新規採用職員が配置された部署に対し、「新規採用職員の受け入れマニュアル」を配布し、「職場指導員」を選任し、育成を行った。	3、計画どおり	女性職員のロールモデルの提示を積極的に進める必要がある。	新規採用職員を対象とした「職場指導員制度」について、「新規採用職員の受け入れマニュアル」の改訂を行い、新規採用職員への具体的な育成方法や、ミーティングの制度を設け、引き続き育成を行っていく。	人事課
I	1	(3)	市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大	＜防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大＞「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルに女性や高齢者、外国人などの視点を反映させるよう働きかけます。	「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルなどにおいて、女性や高齢者、外国人などのニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を推進した。	3、計画どおり	「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルなどにおいて、女性や高齢者、外国人などのニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を引き続き推進する。	平成25年5月策定の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」や同年8月策定の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の反映に努める。	危機管理課

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

主要施策2 女性に魅力あるまちづくり

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性グループの育成支援＞グループ、団体等の求めに応じて、女性の力が活かされるよう助言を行い、活動を支援します。ステップの事業などを協働で行うことにより、女性の企画力向上を図ります。また、女性のチャレンジを支援するための多方面にわたる情報の収集と提供をします。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」「男らしさ」。それって…？ ～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加) 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない？～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。(延べ18名参加) 集いや講演会、市民交流センターまつり等で、ステップ登録グループが作成した各グループの活動紹介パネル等を掲示し、活動の広報やネットワーク拡大を図った。 現在の「ステップ」登録グループ数は11グループ。	3、計画どおり	講座や講演会を行い、女性の意識啓発の促進に努めている。ただし、リーダーの育成にまでは、なかなか至っていないのが現状である。意識啓発からどのように個人の行動につなげていく(「ステップ」登録グループに加入してもらう等)かが課題である。少しでも「ステップ」や登録グループの事を知ってもらうため、主催行事において、広報・啓発を行う。 新型コロナウイルス感染予防対策のため、予定していた講座開催回数に満たなかった。	憲法週間＆男女平等参画週間「市民の集い」や、男女平等参画宣言都市記念講演会等において、ステップ登録グループの活動の広報やネットワーク拡大を、ステップ登録グループと協働で行う。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるような気運の醸成に努めました。	3、計画どおり	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるような気運の醸成に努めることで、女性リーダーがつながるためのネットワークが支援できた。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるような気運の醸成に努めます。	政策推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	随時情報の提供に努めた。	3、計画どおり	直接行う講座等が限られるため情報提供が主になった。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を探る。	生涯学習課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	男女平等参画ルーム内に、子どもが遊ぶおもちゃやオムツ替え用の台等を設置しており、子育て中の保護者が活動しやすいように努めている。 ルームの延べ利用人数は、1905人。	3、計画どおり	直近3年間のルームの利用人数は、年間約1,500人でほぼ横ばいです。ルームの利用人数をどのように増やしていくかが課題なので、引き続き、ルームの存在の広報に努める。	引き続き、男女平等参画ルームの環境を、子育て中の保護者が活動しやすいように努めるなどし、ルームの活用状況を活性化させ、女性のネットワーク拡大支援に努めます。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	特になし	4、計画をやや下回る	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館

I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	情報発信や共催事業等で、女性を中心となって活動を行う団体の支援を行った。	4、計画をやや下回る	青少年センターの移転により、施設が小さくなったことなどの為、諸団体の青少年センターを利用した活動の実施が以前より困難になった。	引き続き、情報発信や共催事業を通じて、活動の場の提供等を実施していきたい。	青少年センター
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダー育成のための支援＞さまざまな分野で男女平等の視点をもった女性リーダーが活躍できるよう、女性リーダーを育成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援を推進します。	ステップ登録グループのリーダーやその他メンバー、利用者に対し、各種研修の情報提供を行った。また、ステップネット会議を1回開催した。	4、計画をやや下回る	ステップネット会議では、「ステップ」登録グループ相互の情報交換を行う等し、一定の交流や連携は図れている。課題は、ネットワークの拡大であるため、引き続き「ステップ」の周知広報に努める。 新型コロナウイルス感染予防対策のため、予定していたステップネット会議開催回数に満たなかった。	ステップ登録グループのリーダーやその他メンバー、利用者に対し、各種研修の情報提供を行う。また、ステップ登録グループの代表者が参加するステップネット会議を開催し、グループ相互の情報交換や男女平等参画に関する講座の情報提供等を行う。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性リーダーリストの作成＞地域活動や市民活動、企業など、さまざまな分野で男女平等の視点をもって活躍しているリーダーのリストを作成するとともに、女性リーダーがつながるためのネットワーク支援やリストの活用を推進します。	女性リーダーの育成を図るため、「ステップ」登録グループ加入を促進し、市の行事等への積極的な参加を促し、女性の活躍を図った。 現在の「ステップ」登録グループ数は11グループ。	3、計画どおり	講座や講演会を行い、女性の意識啓発に関する部分は推進できている。ただし、リーダーの育成にまでは、なかなか至っていないのが現状である。意識啓発からどのように個人の行動につなげていく（各種審議会委員になってもらったり、「ステップ」登録グループに加入してもらおう等）かが課題である。	引き続き、女性リーダーの育成を図るため、「ステップ」登録グループ加入を促進し、市の行事等への積極的な参加を促し、女性の活躍を図る。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性の能力発揮促進のための支援＞女性の新しい発想や多様な能力の活用の観点から、女性のさまざまなチャレンジを推進します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「欲張り人生を叶えるためのブチテクニック」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため未開催。	4、計画をやや下回る	他の講座や講演会等で、多少の啓発はできているが、十分な意識啓発を図ることができなかった。 次年度、同内容で講座を開催する予定。	女性の様々なチャレンジを促進するため、女性のためのチャレンジを応援する講座を開催する。	人権推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜女性の能力発揮促進のための支援＞女性の新しい発想や多様な能力の活用の観点から、女性のさまざまなチャレンジを推進します。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるような気運の醸成に努めました。	3、計画どおり	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるような気運の醸成に努めることで、女性リーダーがつながるためのネットワークが支援できた。	地域やコミュニティ活動における女性リーダーの育成と指導的立場への参画が促進されるような気運の醸成に努めます。	政策推進課
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞女性が社会の中で多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得のやSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	—		大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館
I	2	(1)	女性のエンパワメント支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞女性が社会の中で多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得のやSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	公共機関主催のパソコン・ITに関連する講習等の情報提供を行った。	3、計画どおり	他の公共機関主催のパソコン・ITに関連する講習等の情報提供を行っているが、直接講座に関する問い合わせはなかった。	引き続き、各公共施設の情報を提供する。	人権推進課

I	2	(1) 女性のエンパワメント支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞女性が社会の中で多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得のやSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	随時情報の提供に努めた。	3、計画どおり	直接行う講座等が限られるため情報提供が主になった。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を探る。	生涯学習課
I	2	(1) 女性のエンパワメント支援	＜情報教育の推進及びIT活用能力向上の機会の提供＞女性が社会の中で多様な選択ができ、さまざまな分野に参画できるよう、パソコンスキルの習得のやSNSの利活用方法などITに関連する講習を実施します。	せんなん子ども会議と連携して、おおさか元気広場事業の企業プログラムを活用したスマホ・ケータイ安全教室を実施した。	3、計画どおり	青少年センターの移転に伴い、パソコンルームが使用できなくなったため、パソコンスキルの取得に関する講座の実施が難しくなっている。	元年度同様、パソコンスキルの取得に関する講座にとられず、SNSの利用や活用に関する講座の計画を行っていく。	青少年センター
I	2	(2) 女性のネットワーク支援	＜農業・漁業に従事する女性グループのネットワーク支援＞グリーン・ツーリズムなどを通じた都市農村交流や、6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	都市農村交流や「6次産業化」に取り組む女性の活動等の申請等はありませんでした。	5、計画を大幅に下回る	申請がない状況ではあるが、女性の認定農業者も存在している状況から今後も申請に応じて対応することとする。	＜農業・漁業に従事する女性グループのネットワーク支援＞グリーン・ツーリズムなどを通じた都市農村交流や、6次産業化に取り組む女性の活動等を支援します。	産業観光課
I	2	(2) 女性のネットワーク支援	＜利用しやすい男女平等参画推進拠点づくり＞せんなん男女共同参画ルーム「ステップ」を「ステップネット」を中心とした市民が主体的に運営し、交流、情報収集・交換、企画などができるように支援します。	情報収集や図書の閲覧等ができる交流スペース、グループ等が学習や会議ができるスペース、女性相談や電話相談ができる相談室を備えた「せんなん男女平等参画ルーム「ステップ」」を開設し、市民活動の支援を行った。 ▽情報収集・提供事業 ＊収集資料 図書11冊追加（現在751冊）その他、雑誌、ビデオ、DVD、行政資料、パンフレット、リーフレット、チラシ ＊貸出冊数46冊、DVD貸出枚数15枚、延べ貸出人数24人 ▽ルーム利用状況人（女性1,794人・男性111人） ▽ルーム登録グループ11グループ。	3、計画どおり	男女平等参画ルーム「ステップ」内の図書を充実させ、ルームネット会議を行う等し、情報収集・情報交換できる場所を提供。拠点施設としての機能を充実させるよう努めている。	情報収集や図書の閲覧等ができる交流スペース、グループ等が学習や会議ができる学習スペース、女性相談や電話相談ができる相談室を備えた「せんなん男女平等参画ルーム（ステップ）」を開設し、市民活動の支援を行う。	人権推進課

基本目標Ⅰ 男女平等参画で進める活力ある社会づくり

主要施策3 男女が協働で行う地域活動の促進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
I	3	(1)	地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり	＜自治会の男女平等参画の促進＞男女平等参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図ります。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につながった。	所管団体等への情報提供に努めます。	政策推進課
I	3	(1)	地域活動における男女平等参画推進の基盤づくり	＜自治会の男女平等参画の促進＞男女平等参画の視点を踏まえた地域ネットワークの構築を図り、地域コミュニティの再生を図ります。	人権啓発推進協議会の活動で男女の参画が促進されるよう情報と機会の提供に努めた。 具体的には、自治会等の役員を含む人権啓発推進協議会との協働で、講座や講演会等を行った。	3、計画どおり	協働で講座や講演会を行うことにより、人権啓発推進協議会構成員の方々等に、一定の意識啓発が図れている。	人権啓発推進協議会の活動で男女の参画が促進されるよう情報と機会の提供に努める。	人権推進課
I	3	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	＜自治会活動を通じての地域への男女平等参画の浸透＞自治会役員を男女平等推進員として男女平等参画の気運を醸成します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、自治会の男女平等参画の促進につながった。	所管団体等への情報提供に努めます。	政策推進課
I	3	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	＜自治会活動を通じての地域への男女平等参画の浸透＞自治会役員を男女平等推進員として男女平等参画の気運を醸成します。	自治会等の役員を含む人権啓発推進協議会との協働で、講座や講演会を開催することにより、自治会等における男女平等参画促進の気運の醸成に努めた。 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性士俵に上がれない？～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。	3、計画どおり	協働で講座や講演会を行うことにより、人権啓発推進協議会構成員の方々等に、一定の意識啓発が図れており、男女平等参画の気運を醸成している。	自治会等への働きかけを進める。	人権推進課
I	3	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	＜男女平等参画による地域の文化活動の促進＞文化の伝承など地域の文化活動に、男女ともに多様な年齢層の参加促進を図ります。	老若男女問わず伝統文化に触れることが出来るように市内各地に残される盆踊りを伝承する団体を支援した。 日舞、茶華道など日本の伝統芸能を学ぶ団体が子どもたちに教室を行う際に国の支援金を受けることが出来るよう積極的に働きかけを行った。	2、計画をやや上回る	伝統的盆踊りを伝承する団体に対する支援－4団体文化庁「伝統文化親子教室事業」採択団体－2団体いかに団体数を増やすかが課題である。	老若男女問わず伝統文化に触れることが出来るように市内各地に残される盆踊りを伝承する団体を支援引き続き行う。 日舞、茶華道など日本の伝統芸能を学ぶ団体が子どもたちに教室を行う際に国の支援金を受けることが出来るよう積極的に働きかけを行う。	生涯学習課
I	3	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	＜男女平等参画による地域の文化活動の促進＞文化の伝承など地域の文化活動に、男女ともに多様な年齢層の参加促進を図ります。	地域の文化活動への参加促進を図るとともに、館内においてブックサロンを開催(3回)。参加者数28人。 [3月の地域講座は延期]	3、計画どおり	様々なテーマの本の紹介を行うブックサロンを開催し、多様な年齢層の参加者があった。今後は、イベントの広報手段の拡大等、男女ともに広い年齢層への参加促進に努める。	地域の文化活動ブックサロンや地域講座等を継続し、様々な年齢層の市民が参加できる機会の提供を図る。	文化振興課図書館

I	3	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子どもや高齢者の見守り活動などの地域の課題解決のための地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図りました。	3、計画どおり	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図ることで、ボランティア活動への男女平等参画の促進につながった。	ABC委員会を構成している各事業部それぞれの活動、また合同事業の活動計画・実施を通じて世代間交流の実施を図ります。	政策推進課
I	3	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子どもや高齢者の見守り活動などの地域の課題解決のための地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	ステップネット(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流をはかった。ステップネット会議開催回数1回。	3、計画どおり	ステップネット会議では、「ステップ」登録グループ相互の情報交換を行う等し、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図っている。課題は、ネットワークのを拡大し、交流人数を増やすことであるため、引き続き、「ステップ」の周知広報に努める。	ステップネット(せんなん男女平等参画ルームネットワーク会議)を通じ、さまざまな世代のグループ構成員の交流を図る。	人権推進課
I	3	(2)	地域活動が行われている場を活用した男女平等参画の推進	＜ボランティア活動への男女平等参画の促進＞まちづくりや子どもや高齢者の見守り活動などの地域の課題解決のための地域活動に多様な年齢層の男女がともに参画することを促進します。	社会福祉協議会へ委託。地域包括支援センター、NPO法人等の介護予防活動を通じて男女共同参画を促進するための環境づくりに努めた。	3、計画どおり	ボランティア人員及び、地域の協力員の確保	社会福祉協議会へ委託。地域包括支援センター、NPO法人等の介護予防活動を通じて男女共同参画を促進するための環境づくりに努める。	長寿社会推進課
I	3	(3)	防災・災害復興対策における男女平等参画の推進	＜防災・災害復興の取組への男女平等参画＞「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルに女性や高齢者、外国人などの視点を反映させるよう働きかけます。	「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルなどにおいて、女性や高齢者、外国人などのニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を推進した。	3、計画どおり	「泉南市防災計画」及び同計画に基づくマニュアルなどにおいて、女性や高齢者、外国人などのニーズの違いを反映した防災・災害復興体制を引き続き推進する。	平成25年5月策定の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」や同年8月策定の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の反映に努める。	危機管理課



仕事と生活のバランスづくり

基本目標 II

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり
主要施策4 就労場における男女平等の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知を行いました。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供をしました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会主催の研修の助成制度を周知します。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜事業所への労働関係法令の周知＞職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発を行います。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	大阪企業人権協議会ウェブサイトの泉南市地域連絡会のページに同協議会主催の研修の助成制度について周知しましたが、制度の利用はありませんでした。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し、啓発、情報提供を行いました。また、賃金格差解消に関する啓発、学習活動については機会を得ることができませんでした。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、男女間の賃金格差の解消を図っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会主催の研修の助成制度を周知します。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜男女間の賃金格差の解消＞厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回の実施を予定しています。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜労働相談の充実＞労働相談を充実します。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回の実施を予定しています。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	メンタルヘルスについての理解を深めるため、新規採用職員を対象に「セルフサポート・コミュニケーション研修」を実施した。さらに、管理監督職を対象に職場のメンタルヘルス不調の予防・支援の方法や安全配慮義務等をテーマに「メンタルヘルス・ラインケア研修」を実施した。 *「セルフサポート・コミュニケーション研修」19名参加 *「メンタルヘルス・ラインケア研修」38名参加	3、計画どおり	継続的な研修を実施し、管理監督職・一般職員においてメンタルヘルスについて理解を深め、職場のメンタルヘルス体制の充実をはかり、職場環境や組織風土を改善する必要がある。	全職員対象にメンタルヘルス（セルフケア・ラインケア・サポートケア）に関する研修を実施する。	人事課

Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、職場における健康維持・増進の取組支援を図っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知する。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜職場における健康維持・増進の取組支援＞メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めます。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	3、計画どおり	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めます。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施した。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施した。	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な方に情報を提供することができている。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施する。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施する。	保健推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発＞妊娠届出時に必要に応じて情報提供を行います。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施。	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な方に情報を提供することができている	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施。	保健推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ＞セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件あります。	産業観光課

Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ＞セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	冊子を配布するなどして啓発を行った。相談については、女性のための電話相談や女性相談（面接）等に関して、広報やチラシを通じ周知を図りました。セクハラに関する相談は0件であった。	3、計画どおり	セクシュアル・ハラスメントという言葉は、現在ほとんどの人が認識しているものと思われる。ただし、セクハラを防止する措置が講じられているかは事業所により差があると思われるので、引き続き、啓発・学習の機会が必要である。	泉南市事業所人権推進連絡会やウェブサイト、チラシ等を通じ、啓発、学習活動を行います。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ＞セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	管理監督職を対象として、職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 ※「ハラスメント防止研修」31名参加	3、計画どおり	継続的な研修や、定期的に注意喚起を実施することで、職員のハラスメント防止に繋げる必要がある。	管理監督職に加えて、非管理職の職員を対象に、ハラスメント防止研修実施する。また、ハラスメント防止要綱についても周知徹底する。	人事課
Ⅱ	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるようなくみづくりについて事業所に働きかけを進めます。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進を図っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知する。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
Ⅱ	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進＞非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるようなくみづくりについて事業所に働きかけを進めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発を行います。	産業観光課
Ⅱ	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は250件でした。また、相談を受けるコーディネーターのスキルアップのための研修（市町村就労困難者就労支援担当職員研修会）に1回参加しました。	3、計画どおり	地域就労支援センターで就労相談を行い、元年度の新規相談76件、相談174件ありました。	地域就労支援事業を実施しており、就職困難者、特に母子家庭の母親を重点に、雇用・就労のためのスキルアップ事業を実施します。	産業観光課
Ⅱ	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	＜再就職に向けた支援の充実＞再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「欲張り人生を叶えるためのプチテクニック」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため未開催。	4、計画をやや下回る	他の講座や講演会等で、多少の啓発はできているが、十分な意識啓発を図ることができなかった。次年度、同内容で講座を開催する予定。	再就職を支援するための講座を開催します。	人権推進課

Ⅱ	4	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	＜女性の経済的地位の向上＞家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。商工業などの自営業における家族従業者の実態や無償労働の実態の把握に努めます。	現在の認定農業者は77人で、うち7人は女性認定農業者であった。また、女性指導農業者の申請等はなかった。	3、計画どおり	本年度において女性認定農業者の申請はなかったが、近年数件出てきているので、今後も認定に向けた取り組みを進める。	＜女性の経済的地位の向上＞家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。商工業などの自営業における家族従業者の実態や無償労働の実態について調査の実施を検討します。	産業観光課
---	---	-----	-------------------	--	--	---------	--	---	-------

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり

主要施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しました。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供を行っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知する。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供＞長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する入れ等の情報収集に努めた。	3、計画どおり	本市に適應する好事例等の情報を得ることは出来なかったが、特に建設現場における長時間労働の改善に向けた発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、引き続き事例等の情報収集等に努める必要がある。	特に建設現場における長時間労働の改善に向けた発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、引き続き事例等の情報収集等に努める。	契約検査課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜事業所への男性の育児・介護休暇取得の啓発＞男性の仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着を促進します。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。また国や他機関が作成した、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	男女参画に対する広報、啓発と、事業所の大阪企業人権協議会サポートセンター主催の人権研修について助成制度の周知を行い、国や他機関が作成した啓発冊子等を配布する等、事業所への男性への育児・介護休暇所得の啓発を行った。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知し、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。また、泉南市事業所人権推進連絡会を通じ、啓発、学習活動を行います。	人権推進課
Ⅱ	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	＜市役所内への男性の育児・介護休暇取得の啓発＞男性の仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着を促進します。	「休暇の手引き」に加え、「育休等パンフレット」を作成し、制度の周知に取り組んだ。 ①子どもが生まれた男性職員総数(人) 6人 うち、出産補助休暇取得者数(人)とその割合(%) 5人(83.3%) うち、育児休業取得者数(人)とその割合(%) 0人(0%)	3、計画どおり	子どもが生まれたほとんどの職員が出産補助休暇を取得した。ただし、男性の育児休業取得については、給与面や職場の状況など様々な要因で取得することが難しいと考える。今後も、育児制度の周知徹底を図り、男性の育児参加を促すよう努める。	引き続き、「休暇の手引き」や「育休等パンフレット」を周知し、男性の育児参加促進に努める。	人事課
Ⅱ	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	＜顕彰制度の創設＞仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、大阪府の男女いきいき元氣宣言事業者の登録について情報提供を行いました。	3、計画どおり	先進事例や市内事業所のニーズ等を総合的に勘案し、仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	人権推進課
Ⅱ	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	＜事業主行動計画策定の支援＞女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が300人以下)に対して、策定を働きかけます。	大阪労働局等関係機関からの情報提供を行いました。	3、計画どおり	大阪府労働局等関係機関からの情報提供を行う等して、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を図り、一般事業主行動計画策定の支援を行う。	大阪労働局等関係機関を紹介するなどし、支援を行います。	人権推進課

Ⅱ	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	＜事業主行動計画策定の支援＞女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が300人以下)に対して、策定を働きかけます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について事業所、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について事業所、また市民の方への周知啓発に努めました。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について事業所、また市民の方への周知啓発に努めます。	産業観光課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	・午後7時までの延長保育の実施 ・産休明け保育の実施	4、計画をやや下回る	一部未実施(休日保育・病後児保育)であるため、実施に向け課題の整理を行う。	・午後7時までの延長保育の実施 ・産休明け保育の実施 ・病後児保育の実施	保育子育て支援課 ⇒保育子ども課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供した。 また、子ども関係機関が連携しホームページ「せんなん子育てネット」を運営し、すこやかカレンダーやすこやか新聞等の子育て支援情報を一元化して提供した。	3、計画どおり	関係公共機関への情報提供およびホームページを活用することで、子育て支援情報を提供した。	地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供していく。 また、子ども関係機関が連携しホームページ「せんなん子育てネット」を運営し、すこやかカレンダーやすこやか新聞等の子育て支援情報を一元化して提供する。	保育子育て支援課 ⇒保育子ども課・家庭支援課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センター事業を実施 ○出前保育の実施 ・各地域の公園・公共施設を利用して行う出前保育 不定期(月1～3回) ・イベントの出前保育 季節、伝承行事にあった時期 ○育児サークルの育成 「サークルの・わ!」概ね月1回	3、計画どおり	事業を計画に沿って実施することができた。	地域子育て支援センター事業を実施 ○出前保育の実施 ・各地域の公園・公共施設を利用して行う出前保育 不定期(月1～3回) ・イベントの出前保育 季節、伝承行事にあった時期 ○育児サークルの育成 「サークルの・わ!」概ね月1回	保育子育て支援課 (家庭支援課)
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供した。	3、計画どおり	関係公共機関への情報提供およびホームページを活用することで、子育て支援情報を提供した。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供していく。	保育子育て支援課 (家庭支援課)
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	子育てフォーラムの開催 6月27日10:00～12:00 あいびあ泉南にて実施 44組53人参加 子育て講座の開催 ・11月13日開催	3、計画どおり	計画にそって、子育てフォーラムと子育て講座を開催した。	子育てフォーラムの開催 子育て講座の開催	保育子育て支援課 (家庭支援課)

II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	▼親子教室の開催 ・赤ちゃん教室(0歳向け) 年間3クール、それぞれ6回コース実施 - 新家小学校、樽井小学校、西信達中学校、コアンジュ新家、なるにつこ認定こども園、西信達くねあ ・ふれあい教室 年1回実施 (0歳児・00歳児とその保護者が対象) ・体操教室 年間3クール、それぞれ2回コース実施 (2歳児以上の子どもとその保護者が対象) ▼ひだまりルーム(就学前)月16回程度実施 9:30～11:40 12:30～15:00の間で参加自由 昼食持参可能(食事時間は11:50～12:00) →利用人数…延べ4669名(3620組) ・おいでおいで広場(月1回) 10:30～11:15 or 13:30～14:15 →利用人数…延べ296名(233組) ・おひさま交流会(月1回) 10:30～11:15 →利用人数…延べ129名(157組) ・こぐまタイム(月1回) 2歳児以上 →利用人数143名(143組) ・子育て相談(電話相談・来所相談、保健師相談(月1回)など) ・身体計測(概ね月4回)実施 ▼お父さんと子どものひだまりルーム 年間2回 土曜日又は日曜日に実施 9:30～11:45の間で参加自由 →利用人数…22名(17組) ▼0歳児・00歳児向け広場 よちよちルーム(月1回) 9:30～11:30 はいはいルーム(概ね月2回) 13:00～15:00の間で参加自由 →利用人数307名(301組) ▼1歳児向け広場 びよんびよんルーム(月1回)9:30～11:30の間で参加自由 →参加人数117名(112組) ▼ひだまりOBルーム 夏休み、冬休み、春休み6回実施(1号認定児、幼稚園児とそのきょうだい対象) 9:30～11:40の間で参加自由 弁当持参可能(食事時間は11:50～12:30) →参加人数134名(74組) ▼プチ・ルポ 保護者への交流の場の提供概ね月1回実施 →参加人数 保護者62名子ども13名 一時保育72名 ▼そらまめくらぶ 不定期(9:30～11:30 or 13:30～15:00) 多胎児を持つ保護者同士の交流・遊び場の提供 →3回実施	3、計画どおり	実施計画にもとづき、各教室を実施した。	次の地域子育て支援センター事業を実施する。 ▼親子教室の開催 ・赤ちゃん教室(0歳向け) 4中学校区内で年間3クール、それぞれ6回コース実施 ・体操教室 年間3クール、それぞれ2回コース実施(2歳以上の子どもとその保護者が対象) ・ふれあい教室 年1回(0歳児・00歳児と保護者が対象) ▼ひだまりルーム(就学前)月16回程度実施(9:30～15:00の間参加自由・昼食持参可能) ・おいでおいで広場(月1回) ・おひさま交流会(月1回) ・子育て相談(電話相談・来所相談、保健師相談(月1回)など) ・身体計測(月4回) ▼お父さんと子どものひだまりルーム 年間3回土曜日又は日曜日に実施 (9:30～11:30の間参加自由) ▼よちよちルーム(0歳児・00歳児向け)月1回実施 ▼はいはいルーム(0歳児・00歳児向け)概ね月2回実施 ▼びよんびよんルーム(1歳児向け)月1回 ▼こぐまルーム(2歳児以上向け)月1回 ▼ひだまりOBルーム 夏休み、冬休み、春休み7回実施 ・1号認定児、幼稚園児とそのきょうだいが対象 ▼プチ・ルポ (保護者への交流の場の提供)概ね月1回実施 ▼そらまめくらぶ (多胎児を持つ保護者同士の交流・遊び場の提供)不定期実施	保育子育て支援課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取り組みます。大阪府母子・父子、寡婦福祉資金の貸付制度や高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業の支援により生活の負担軽減に取り組みます。 新規貸付件数:4件 高等職業訓練促進給付件数:3件 自立支援教育訓練給付:3件	3、計画どおり	ひとり親家庭の生活の安定のため、今後も引き続き自立に向けての情報提供及び、支援などに努める。	ひとり親家庭に対し、個々の状況に応じた情報提供を行い、生活の安定を図るための支援を行う。	生活福祉課

Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	小学生保護者が就労等により不在である児童を対象とし、留守家庭児童会を10施設で開設。延長保育の実施、保育内容の充実等安全で安心できる保育に努めた。	3、計画どおり	受け入れ対象を6年生まで拡大したことにより、入会者が増えていることから、保育内容等工夫しながら、児童の放課後の安全安心な居場所となるよう運営していく必要がある。また、延長保育時間の拡大が課題であることからニーズ調査を実施し、平成31年4月から延長保育を行うこととなった。	保育内容を充実させ、学校とも連携を取り工夫しながら、希望する児童の利用促進を図る。	生涯学習課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づいて子育て支援を図りました。	3、計画どおり	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、引き続き子育て支援施策を推進した。	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、引き続き子育て支援を推進します。	学務課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	子育て情報を収集し、地域の情報コーナーや赤ちゃん絵本のコーナーでパンフレット等の情報提供を行った。関係機関との連携や出張講座(14回)など子育て支援事業も行った。	3、計画どおり	男女平等参画の視点に配慮し、様々な子育て支援事業を行った。	男女平等参画の視点に配慮し、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援事業を推進する。	文化振興課図書館
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	泉南市子ども・子育て支援事業計画に位置付けている諸活動を実施した。夏休みには放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型プログラムの提供を市内の全小学校区で実施した。	2、計画をやや上回る	子育て家庭の不安感・負担感が軽減できるよう、土曜日や学校の長期休業中も様々なプログラムを実施した。	子育て家庭の不安感・負担感が軽減できるよう、常設の居場所以外に各小学校への出前の居場所実施を計画します。	青少年センター
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめまして赤ちゃん」について、利用しやすい日曜日の開催を実施した。	3、計画どおり	令和1年度は、2回(日曜日)に開催した(新型コロナウイルス感染症の関係で1回中止となった)。夫の参加が多く、夫婦で赤ちゃんを迎えるための知識の習得や、沐浴練習ができた。	年3回開催予定。妊娠・出産を迎える夫婦にとって、夫の役割を明確に情報提供していく。出産後の支援の場(事業案内)を伝え、支援の切れ目がないように支援していく。	保健推進課
Ⅱ	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜家族介護の支援＞介護の社会化を進める介護保険サービスの周知と利用促進に努めるとともに、高齢者を介護する家族に対して男女平等参画の視点に立った支援を行います。	医療と介護に関わる多職種が協働して、在宅医療等の市民への啓発(WAO地域)及び認知症の啓発(サポーター養成講座)を行った。	3、計画どおり	WAO地域(在宅医療等に関する啓発):13か所 認知症サポーター養成: 1,362名(累計18,259名)	多職種協働による在宅医療・介護連携の推進及び地域の認知症の理解促進に取り組む。	長寿社会推進課

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり
主要施策6 男性にとっての男女平等参画の推進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	男性料理教室(保健センター開催の健康教室受講後の自主グループ)を年6回支援し、男性の料理のスキルアップの機会を提供した。 妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめて赤ちゃん」や育児サロン(はじめてのままサロン)を実施し、父親の参加を促した。 「はじめて赤ちゃん」は、毎クール、父親が参加しやすい日曜開催をした。	3、計画どおり	継続実施の事業等は現状維持することができた。 父親の育児参加の最初の機会として、「はじめて赤ちゃん」を日曜日に開催し、出産時期の夫の役割や、妊婦疑似体験・沐浴実習を提供することができた。	料理教室・育児教室等、男性向け学習機会を提供する。 「はじめて赤ちゃん」の日曜日開催を継続する。	保健推進課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、男性向けの学習機会の提供につながった。	所管団体等への情報提供に努めます。	政策推進課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	随時情報の提供に努めた。	4、計画をやや下回る	直接行う講座等が限られるため情報提供が主になった。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を探る。	生涯学習課
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	下記講座を実施した。 年末だから大掃除・収納講座&水害等で被災したときの清掃テクニック講座	3、計画どおり	一時保育は、予算の関係で実施できなかったが、男女問わず、幅広く募集を下した。結果、男性の参加はなかったが、学習機会の提供・周知は実施できた。	男性の参加者が増えるように努力したい。	文化振興課公民館
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	父親同士の情報交換の機会提供も含め、親子で参加できるプログラムを多数実施した。	3、計画どおり	講座へのリピーターとなる父親も多く、また講座の中で、父親同士が対話していたり、父親同士が誘い合って講座へ参加したりという機会が多数見られた。	今後も、父親が参加しやすい講座などを企画していく。またそこで、父親同士のつながりの場となるよう、グループ分けなど工夫したい。	青少年センター
Ⅱ	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	＜男性向けの学習機会の提供＞料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」「男らしさ」。それって…? ～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加)	3、計画どおり	直接、男性を対象とした講座を開催することはできなかったが、左記講座について男性の参加もあり、学習機会の提供を行うことができた。課題は、男性の参加人数が少なかったこと。今後、広報手段や講座内容の工夫が必要である。	市民交流センターを拠点に活動団体等へ、料理・子育て・介護等の技術を取得する機会を提供するとともに子育てに参画・参画するための学習機会を提供するよう努めます。	人権推進課



誰もが自分らしく生きられる
暮らしづくり

基本目標 III

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策7 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅲ	7	(1)	高齢者・障害者の生活の充実	＜高齢者の就労機会等の拡大＞男女平等参画の視点に立って、シルバー人材センターとの連携を強化します。	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めた。	3、計画どおり	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努めたが、会員の確保および、予算の確保が課題となる。	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の経済的自立のための就労支援や働く場の確保に努める。	長寿社会推進課
Ⅲ	7	(1)	高齢者・障害者の生活の充実	＜公的介護保険など介護の社会化の充実＞男女平等参画の視点に立って「泉南市第7期地域包括ケア計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を推進します。	地域包括支援センター等を中心に取り組みを行った。	3、計画どおり	地域の介護予防の取り組みを行った。 WAO体操2（介護予防体操）： 市内23か所 MCI（軽度認知障害）予防教室： 市内18か所	介護予防の取り組み及びフレイル予防等の啓発に努める。	長寿社会推進課
Ⅲ	7	(1)	高齢者・障害者の生活の充実	＜障害者の生活自立の支援＞男女平等参画の視点に立って「第4次泉南市障がい者計画」などを推進します。	平成27年度に策定した「第4次泉南市障害者計画」を計画的に推進した。	3、計画どおり	「第4次泉南市障害者計画」を計画的に推進。	「第4次泉南市障害者計画」を計画的に推進します。	障害福祉課
Ⅲ	7	(1)	高齢者・障害者の生活の充実	＜ピアカウンセリングへの支援＞ピアカウンセリングへの支援をします。	身体、知的、精神の障害者相談員の他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施した。	3、計画どおり	身体、知的、精神の障害者相談員、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施。	身体、知的、精神の障害者相談員を委嘱する他、相談支援事業所において、身体、精神のピアカウンセリングを実施します。	障害福祉課
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜ひとり親家庭への経済・生活支援＞児童扶養手当の支給や、母子・父子・寡婦福祉貸付金の貸付け、生活保護の母子加算など、経済的支援策を実施します。	ひとり親家庭に対し、ひとり親相談を母子・父子自立支援員が実施し、貸付金の情報提供を行う。又、必要に応じて就労支援を行うなどの自立支援を行った。 ・自立支援教育訓練給付金の支給対象者：4名 ・高等職業訓練促進費の支給対象者：3名	3、計画どおり	高等職業訓練促進給付金の支給は、資格を得るための養成機関の合格者が対象者であり、合否の如可により、支給対象人数が決まる。	ひとり親家庭に対し、ひとり親相談を母子・父子自立支援員が実施し、貸付金の情報提供を行う。又、必要に応じて就労支援を行うなどの自立支援を行う。 ・自立支援教育訓練給付金の給付 ・高等職業訓練促進給付金の給付	生活福祉課
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜母子家庭の母親の就労支援＞地域就労支援センターの就労支援を充実します。	地域就労支援センターで、就労相談を行い、元年度の母子家庭の相談件数は9件。内訳は新規6件、再相談3件でした。	3、計画どおり	地域就労支援センターで、就労相談を行い、元年度の母子家庭の相談件数は9件。内訳は新規6件、再相談3件でした。	地域就労支援事業を実施しており、就職困難者、特に母子家庭の母親を重点に、雇用・就労のためのスキルアップ事業を実施します。	産業観光課

Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、養育費の必要性についての情報提供を随時行った。離婚届に記入欄ができたことにより、意識付けができ請求する人が増えた。	2、計画をやや上回る	今後も離婚前相談時に養育費の取得手続きや取り決め方法等に関する情報提供を行う。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、重要性についての情報提供を随時行う。	生活福祉課
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	「女性のための電話相談」、「女性相談(面接)」等において、相談内容に応じて随時、養育費等に関する情報提供を行っている。 本年度は、憲法週間＆男女共同参画週間「市民の集い」において、シングルマザーの生き方に関するテーマで講演会及び映画上映を行った(219名参加)。	3、計画どおり	具体的な相談内容に応じ、個別に養育費等に関する情報を提供していくことで、一定の支援を図ることができている。引き続き、相談業務を通じて支援を行っていく。 また、本年度はシングルマザーをテーマとした講座も開催し、一定の啓発を図ることができた。	養育費についてのパンフレット・チラシ等を配架するとともに、相談などの現場で随時啓発を行っています。	人権推進課
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜ひとり親家庭への経済・生活支援＞児童扶養手当の支給や、母子・父子・寡婦福祉貸付金の貸付け、生活保護の母子加算など、経済的支援策を実施します。	ひとり親家庭に対し、ひとり親相談を母子・父子自立支援員が実施し、貸付金の情報提供を行う。又、必要に応じて就労支援を行うなどの自立支援を行った。 ・自立支援教育訓練給付金の支給対象者:7名 ・高等職業訓練促進費の支給対象者:3名	3、計画どおり	高等職業訓練促進給付金の支給は、資格を得る為の養成機関の合格者が対象者であり、可否の如くにより、支給対象人数が決まる。	ひとり親家庭に対し、ひとり親相談を母子・父子自立支援員が実施し、貸付金の情報提供を行う。又、必要に応じて就労支援を行うなどの自立支援を行う。 ・自立支援教育訓練給付金の給付 ・高等職業訓練促進給付金の給付	家庭支援課 (子ども給付係)
Ⅲ	7	(2)	ひとり親家庭への支援	＜養育費の確保のための支援＞子どもの権利であり離れて暮らす親としての当然の責務であることが認知されるよう啓発に努めるとともに、養育費を確保するための相談等の支援を行います。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、養育費の必要性についての情報提供を随時行った。離婚届に記入欄ができたことにより、意識付けができ請求する人が増えた。	2、計画をやや上回る	今後も離婚前相談時に養育費の取得手続きや取り決め方法等に関する情報提供を行う。	相談を通じ、既存の制度や施策の紹介、重要性についての情報提供を随時行う。	家庭支援課 (子ども給付係)
Ⅲ	7	(3)	在住外国人女性とその子どもの生活の充実	＜在住外国人女性等への支援＞在住外国人女性等が安心して暮らせるよう、情報提供や相談を充実します。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに、啓発紙等を配架し情報提供に努めるとともに、「女性のための電話相談」、「女性相談(面接)」を実施した。 「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の5か国語翻訳版において「女性相談(面接)」、「女性のための電話相談」の情報を掲載し、情報提供を行っている。	3、計画どおり	日本語を話すことができる、もしくは読むことができる外国人に対する一定の支援は、図ることができる。それができない外国人に対する支援を図っていくことが課題なので、相談スタッフや啓発誌等の多言語化を進めていく必要がある。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発紙等を配架し、情報提供に努める。	人権推進課
Ⅲ	7	(3)	在住外国人女性とその子どもの生活の充実	＜在住外国人女性等への支援＞在住外国人女性等が安心して暮らせるよう、情報提供や相談を充実します。	市民ボランティアによる国際交流事業等の支援を行った。 また、在住外国人女性等への支援の一環として、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」5か国語翻訳版を活用し、継続して情報提供に努めました。	3、計画どおり	市民ボランティアによる国際交流事業等の実施を支援するとともに、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公共施設でも配布することにより、広く情報を提供しました。	市民ボランティアによる国際交流事業等の支援を継続します。	政策推進課

Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困を次世代に引き継がないための支援の充実＞成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	3、計画どおり	家庭教育が困難な世帯もあるが、留守家庭児童会として可能な限り、児童に対する支援を行っており、今後も引き続き継続していく。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	生涯学習課
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困を次世代に引き継がないための支援の充実＞成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います。	親子教室や乳幼児健診の場の子育て相談等を通じて、個別の支援が必要な家庭に対し、他機関と協力し支援を行った。	3、計画どおり	健診等の機会において、個別支援が必要な家庭を把握し、必要に応じた支援をすることができている。	親子教室の開催や個別の支援が必要な家庭に対し、他機関と協力し支援を行う。	保健推進課
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困を次世代に引き継がないための支援の充実＞成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います。	関係資料の収集を行い、地域の情報拠点として資料や情報を提供した。	3、計画どおり	関係資料の貸出や情報提供を行い、家庭における教育支援を行う。今後はより細かい対応ができるよう、幅広い資料、情報の収集、提供に努める。	家庭教育支援に関する幅広い情報の収集と提供を行い、図書館資料の充実を図る。	文化振興課図書館
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜貧困を次世代に引き継がないための支援の充実＞成育家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心などを身につけることができるよう、家庭における教育に対する支援を行います。	■自立相談支援事業 ・相談支援の実施(新規相談受付件数) 190件 ■住居確保給付金 ・申請者受付及び支給実施 4件 ■就労準備支援事業 ・9人 ■学習支援事業 ・週1回学習会を実施 ・高等学校進学率100%	3、計画どおり	・新規対象者の掘り起こしの余地は大いにあると思われる。 ・学習支援について、市内1箇所の開催なので遠くで参加できないこともあり、各中学校(4箇所)での開催が必要。	・広報活動を積極的に行い事業の周知を徹底する。 ・ケースワーカーに貧困家庭への事業の周知依頼 ・校園長会での広報活動 上述取り組みにより生徒数および講師の確保を行い開催箇所数の増に努める	生活福祉課
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子どもや在住外国人の親をもつ子どもなどの自立の前提となる生活面での支援、学習面での支援を地域の中で行います。	元氣広場しんげの開催や出前講座「あそび広場」の開催。また、学校と連携した日本語教室等の取り組みを行った。	3、計画どおり	子どもがひとりで参加し、いろいろな経験を積み上げることができる、居場所事業を各小学校で実施するため、人員の確保が必要である。	元氣広場しんげの開催や出前講座「あそび広場」の開催。また、学校と連携した日本語教室等の取り組みを行う。	青少年センター
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子どもや在住外国人の親をもつ子どもなどの自立の前提となる生活面での支援、学習面での支援を地域の中で行います。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在のひとり親や在住外国人の親に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	3、計画どおり	家留守家庭児童会では指導員が児童に対し、基本的な生活習慣等の指導を行っており、留守家庭児童会に在籍するひとり親家庭の子どもや在住外国人の親を持つ子どもに対して支援を行っている。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在のひとり親や在住外国人の親に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	生涯学習課

Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜多様な教育機会の保障＞ひとり親家庭の子どもや在住外国人の親をもつ子どもなどの自立の前提となる生活面での支援、学習面での支援を地域の中で行います。	学校や園との連携により、社会見学、園外保育、職業体験学習、調べ学習などの学習機会の提供を行い、朝の読書活動や学級文庫への貸出も行った。また「いろいろな国の言葉で書かれた本コーナー」を拡大し、資料の提供、貸出を行った。	3、計画どおり	多言語資料を積極的に提供することで多文化を知り、国際理解につながる機会を提供できた。今後は学校や園などと、より連携して資料や情報提供に努める。	学習機会の提供や、読書活動の推進を通じ、また関係機関と協力し、子どもが自ら学べる環境の提供に努めたい。	文化振興課図書館
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者への支援＞無職の女性が「家事手伝い」として潜在化することを考慮した多面的な支援を行います。	子どもたちが生き抜く力をつけるための様々な知識を身につけ、体験する機会となる講座等を行った。	4、計画をやや下回る	多面的な支援を行うためにも、様々な場面での情報発信が必要となる。	子どもたちが生き抜く力をつけるための様々な知識を身につけ、体験する機会となる講座等を行う。	青少年センター
Ⅲ	7	(4)	生活上の困難を次世代に連鎖させないための取組	＜社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子ども・若者への支援＞無職の女性が「家事手伝い」として潜在化することを考慮した多面的な支援を行います。	女性相談等で個別の事例に対応し、全体的には「男女平等参画社会づくり講座」等において女性のエンパワメントを図る講座を実施している。 男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「欲張り人生を叶えるためのプチテクニック」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため未開催。	3、計画どおり	個別的な支援と、全体的な支援など、限度はあるが一定の多面的な支援は図ることができている。	女性相談で個別の事例に対応し、全体に向けては「男女平等参画社会づくり講座」等において女性のエンパワメントを図ることができるよう努めます。	人権推進課

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策8 相談機能の充実

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	●フェミニストカウンセリングの充実については、女性相談を実施。 【女性相談（面接）の実施】 ▽毎月 第1金曜日13:00～16:00 第2火曜日18:00～21:00 第4金曜日10:00～13:00 1年度の相談件数 99件 【女性のための電話相談】 ▽毎週木曜日（祝日・第5木曜日を除く）10:00～12:00 13:00～15:00 1年度の相談件数 32件 ●DV防止連絡会議代表者会議を開催。各関係機関の情報交換を図るとともに、研修会「DV被害者のための社会資源と連携」を実施し、DVIに関する情報共有を行った。	3、計画どおり	女性相談（面接）については、近年の相談件数は90件前後でほぼ横ばいであるが、電話相談については、近年減少傾向にある。 また、DV防止連絡会議については、各機関の個別的な情報連携・情報共有のみでなく、会議開催による全体的な情報連携・情報共有も図ることができた。	フェミニストカウンセリングの充実に努めるとともに、泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議での連携を深めます。	人権推進課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	ひとり親相談において、関係機関と連携を図りながら、個々にあった情報提供を行う。又、就労相談では、プログラム策定によりハローワークや企業に繋ぎ支援を行った。	3、計画どおり	今後も引き続き個々にあった情報提供を行う。就労相談ではハローワークや企業と連携し、プログラム策定員による就労支援を行った。	ひとり親相談において、関係機関と連携を図りながら、個々にあった情報提供を行う。又、就労相談では、プログラム策定によりハローワークや企業へつなぎ、支援を行う。	生活福祉課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO（民間非営利組織）との連携により支援を実施した。	3、計画どおり	関係部局や関係機関の連携を強化	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO（民間非営利組織）との連携により支援を実施する。	長寿社会推進課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	障害者相談支援事業所（市内3箇所）を中心に総合相談を実施した。	3、計画どおり	障害者相談支援事業所を中心に総合相談を実施した。	相談支援事業を実施するとともに関係機関と連携し生活・福祉・就労等の総合相談の充実を図ります。	障害福祉課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	他機関との連携を強化し、相談窓口の強化を推進した。	3、計画どおり	特に、妊娠届出時においては、保健師が「母子保健すくすくスケジュール」を用いて全数面接を行い、母子保健分野の支援体制を説明している。	他機関との連携を強化し、相談窓口の強化を推進する。	保健推進課

Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回の実施を予定しています。	産業観光課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	ひとり親相談において、関係機関と連携を図りながら、個々にあった情報提供を行う。又、就労相談では、プログラム策定によりハローワークや企業に繋ぎ支援を行った。	3、計画どおり	今後も引き続き個々にあった情報提供を行う。就労相談ではハローワークや企業と連携し、プログラム策定員による就労支援を行った。	ひとり親相談において、関係機関と連携を図りながら、個々にあった情報提供を行う。又、就労相談では、プログラム策定によりハローワークや企業へつなぎ、支援を行う。	家庭支援課 (子ども給付係)
Ⅲ	8	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催。 ▽第1回「障害とジェンダー～女性障害者の生きづらさを知る～」(14名参加) ▽第2回「アサーティブなコミュニケーションの取り方～相談者へのエンパワメントのため～」(19名参加)	3、計画どおり	左記の講座の募集にあたっては、電話相談員や民生委員、地区福祉委員など広く市民の方へ対象を広げており、各相談窓口の担当者の研修の充実を図っている。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催するなどし、相談窓口の担当者の研修の充実を図る。	人権推進課
Ⅲ	8	(1)	相談窓口の充実とネットワーク	＜ワンストップ相談の実現＞関係部局や関係機関の連携を強化し、被害者支援のワンストップサービスの構築を推進します。	子育てに係る相談について、家庭児童相談室、地域子育て支援センター、その他関係機関と情報提供を行い、連携強化に努めた。	3、計画どおり	関係機関との情報提供を行い、連携強化を図った	子育てに係る相談について、家庭児童相談室、地域子育て支援センター、その他関係機関と情報提供を行い、連携強化に努める。	保育子育て支援課 (R2、家庭支援課)
Ⅲ	8	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	相談窓口の担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い参加を促進した。	3、計画どおり	さまざまな相談窓口設置課等において、担当者の育成を実施する必要がある。	引き続き、相談窓口の担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては周知を行い参加を促す。	人事課
Ⅲ	8	(2)	相談にあたる相談員に対する研修の充実	＜男女平等参画の視点に立ったさまざまな相談窓口の担当者の研修の充実＞男女平等参画の視点が浸透するよう、さまざまな相談窓口の担当者の研修を充実します。	市町村就職困難者就労支援担当職員(就労支援コーディネーター)養成講座を1回参加しました。	3、計画どおり	市町村就職困難者就労支援担当職員(就労支援コーディネーター)養成講座を1回参加しました。	相談を受けるコーディネーターのスキルアップのための研修(市町村就職困難者就労支援担当職員等研修会)に可能な限り参加し、今後の相談業務における助言・指導に役立てます。	産業観光課

基本目標Ⅲ 誰もが自分らしく生きられる暮らしづくり

主要施策9 ライフステージに対応した健康づくりの支援

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅲ	9	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜妊娠・出産期の女性の健康と男性の理解促進＞ 妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨と、男性に向けた学習機会の提供を充実します。	保健センターHPや広報誌折込の年間行事予定表で、早期の妊娠届出の勧奨を実施した。 妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめまして赤ちゃん」は、毎クール、父親が参加しやすい日曜開催をした。	3、計画どおり	継続実施の事業等は現状維持することができた。 男性に向けた学習の機会として、「はじめまして赤ちゃん」を日曜日に開催し、出産時期の夫の役割や、妊婦疑似体験・沐浴実習を提供することができた。	保健センターHPや広報誌で、早期の妊娠届出の勧奨を行う。 「はじめまして赤ちゃん」の日曜日に開催を継続する。	保健推進課
Ⅲ	9	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜性差に応じた健康支援の推進＞性差医療の重要性に関する普及啓発、情報提供、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進めます。	産後の急激なホルモンバランスの変化がもたらす産後うつ等に注目した内容を盛り込んだ、産後健診（産後2週間と1か月）を実施した。	3、計画どおり	「産後健診」を実施し、必要に応じて個別支援をはかった。	産後の急激なホルモンバランスの変化がもたらす産後うつ等に注目した内容を盛り込んだ、産後健診（産後2週間と1か月）を実施する。	保健推進課
Ⅲ	9	(1)	生涯をととしての健康づくりの支援	＜健康をおびやかす問題についての対策の推進＞HIV/エイズや性感染症、薬物、喫煙、過度の飲酒が心身に及ぼす影響についての正確な情報と学習機会を提供します。	乳幼児健診や妊娠届出、肺がん検診時を活用し、飲酒や喫煙など健康に及ぼす影響を説明し、禁煙外来の紹介を実施。	3、計画どおり	継続実施の事業等は現状維持することができた。	HPや広報誌、検診等を活用し、飲酒や喫煙など健康に及ぼす影響や健康増進の情報提供を行う。	保健推進課
Ⅲ	9	(2)	性と生殖に関する取組の充実	＜さまざまな性的指向、いわゆる性の多様性についての理解＞性の相談窓口（思春期ダイヤル等）の情報を提供します。	高等学校での性教育（命の大切さを中心とした）を実施。	3、計画どおり	性教育を通じて、自分を大切にすることを啓発できた。	関係機関との連携を図り、必要な支援と情報提供を行う。	保健推進課
Ⅲ	9	(2)	性と生殖に関する取組の充実	＜さまざまな性的指向、いわゆる性の多様性についての理解＞性の相談窓口（思春期ダイヤル等）の情報を提供します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…？～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催（全2回。延べ43名参加） 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない？～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。（18名参加） 女性のための電話相談等において、相談窓口の情報を提供している。	3、計画どおり	LGBTやSOGIについての直接的な内容の講座や講演会は行うことができなかった。 また、LGBTやSOGIに関する相談等はなかった。	男女平等参画社会づくり講座などを通じて、性の多様性についても理解を促進していく。	人権推進課
Ⅲ	9	(2)	性と生殖に関する取組の充実	＜さまざまな性的指向、いわゆる性の多様性についての理解＞総合的な学習の時間、保健体育、家庭科などの時間における性教育を充実させます。	「泉南市男女平等基本方針」に基づき、研修や講座の実施、ヒアリング等による点検を行った。	3、計画どおり	中学校において、性的マイノリティ当事者を招聘して学習会を実施。	あらゆる教育活動を通して、「命の授業」や性教育の充実に努める。	人権教育課



男女平等参画の意識づくり

基本目標 IV

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策10 男女平等参画の現実の促進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅳ	10	(1)	男女平等参画の広報・啓発の推進	＜市民に向けた広報・啓発の充実＞広報・ウェブサイト等の多様な媒体を活用して男女平等参画の意識啓発を進めます。	広報紙においては毎月概ね2ページをシリーズ人権として設け、その一部で男女平等参画の情報掲載した。ウェブサイトにおいても同様に男女平等参画の取組や情報の提供を継続的に行った。	3、計画どおり	男女平等参画の意識啓発事業について、広報紙や市ウェブサイト掲載により、広く市民に情報を提供し、参加を促すことができた。 今後も継続して、広く情報提供を行う。	広報紙及び市ウェブサイトで、男女平等参画情報の提供を継続。	秘書広報課
Ⅳ	10	(1)	男女平等参画の広報・啓発の推進	＜市民に向けた広報・啓発の充実＞広報・ホームページ等の多様な媒体を活用して男女平等参画の意識啓発を進めます。	市広報紙やウェブサイト、フェイスブック等を活用し、男女平等参画に関する講座(男女平等参画社会づくり講座、男女平等参画都市宣言啓発講演会等)や啓発に関する情報提供を行った。また、男女平等参画情報誌「step」を年1回発行している。	3、計画どおり	多様な媒体により、男女平等参画の意識啓発に努めている。	市広報紙、ウェブサイト、フェイスブック等を活用し、男女平等参画に関する情報の提供を行う。	人権推進課
Ⅳ	10	(1)	男女平等参画の広報・啓発の推進	＜市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進＞男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進につながった。	所管団体等への情報提供に努めます。	政策推進課
Ⅳ	10	(1)	男女平等参画の広報・啓発の推進	＜市民との協働でつくる男女平等参画事業の推進＞男女平等参画の考え方を浸透させるために市民との協働による取組を進めます。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行った。 登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワーク(ステップネット)を組織し、交流、情報交換を図った。 1年度登録グループ11。 ステップネット年1回開催。	4、計画をやや下回る	今年度は登録グループが1つ増え、年度末時点における登録グループは10。増加原因は、以前登録されていたグループが再登録されたことによる。	グループの活動拠点となる「男女平等参画ルーム」を学習の場として提供し、市民グループの支援を行う。 登録グループの連携と相互理解を図るため、ネットワーク(ステップネット)を組織し、交流、情報交換を図る。	人権推進課
Ⅳ	10	(2)	事業所等に向けての広報・啓発の推進	＜事業所等に向けての広報・啓発の推進＞男女平等参画についての理解を深めるため、あらゆる機会を活用して広報、啓発に努めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発を行います。	産業観光課
Ⅳ	10	(2)	事業所等に向けての広報・啓発の推進	＜事業所等に向けての広報・啓発の推進＞男女平等参画についての理解を深めるため、あらゆる機会を活用して広報、啓発に努めます。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	男女参画に対する広報、啓発と、事業所の大阪企業人権協議会サポートセンター主催の人権研修について助成制度の周知に努めている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知します。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課

IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	情報収集や図書の閲覧等ができる交流スペース、グループ等が学習や会議ができるスペース、女性相談や電話相談ができる相談室を備えた「せんなん男女平等参画ルーム(ステップ)」を開設し、啓発・学習機会を提供した。 ▽情報収集・提供事業 * 収集資料 図書11冊追加(現在751冊)その他、雑誌、ビデオ、DVD、行政資料、パンフレット、リーフレット、チラシ * 貸出冊数46冊、DVD貸出枚数15枚、延べ貸出人数24人 ▽ルーム利用状況人(女性1,794人・男性111人) ▽ルーム登録グループ11グループ。	3、計画どおり	ルーム利用者が主体的に情報を読み解くことができるよう、毎年、新規図書を充実させ、啓発・学習資料として活用している。	メディア・リテラシーを養うため、関連図書を充実させ、また、講座等でも学習機会を提供できるようにします。	人権推進課
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	随時情報の提供に努めた。	2、計画をやや上回る	直接行う講座等に限られるため情報提供が主になった。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を探る。	生涯学習課
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	特になし	4、計画をやや下回る	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜メディア・リテラシーに関するセミナーの開催＞男女平等参画の視点から主体的に情報を読み解き、活用する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	性別に関係なく、日々の生活に役立つ多様な情報を収集、提供し、学習機会の提供を行った。	3、計画どおり	多様なニーズに対応できるよう、様々な情報を集め提供した。多くの情報の中から必要な情報を選びやすくする工夫が必要。	より新しい情報を提供できるよう、関連する資料の充実にも努めたい。	文化振興課図書館
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	特になし	4、計画をやや下回る	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	子ども向けの関係資料の充実を図り、学習機会の提供を行った。	3、計画どおり	子ども向け資料の提供ができるよう、関係機関等と連絡をとり、学習機会を増やす。	関係資料を積極的に収集するため、関係機関等と連携し、学習機会の充実を図る。	文化振興課図書館

IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜子どもに向けた男女平等に関する学習機会の提供＞市民活動グループと協働して子どもが男女の人権や男女平等について学ぶための学習機会の提供を推進します。	子どもたちが活動するあらゆる場を、固定的な性差別にとらわれない視点で事業が行えた。	3、計画どおり	男女平等の視点を持って活動している団体や人と連携した活動は行えなかった。	子どもたちが活動するあらゆる場を、ジェンダーフリーな視点で行っていく。また、男女平等について学ぶ機会を事業を通して設けていく。	青少年センター
IV	10	(3)	男女平等参画を推進する文化創造・表現活動の推進	＜男女平等参画の視点に立った文化活動への参加の支援＞文化や芸術の発展は平和の基盤であるという視点から、男女平等参画の視点に立った女性の文化活動への参加・参画の支援をします。	特になし	4、計画をやや下回る	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策11 男女平等参画を促進するための教育の推進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅳ	11	(1)	男女平等参画を推進する 学校教育の充実	＜市内の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進＞「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「人権教育基本方針・推進プラン」「人権保育基本方針・推進プラン」及び「泉南市男女平等教育基本方針」により、各校園所で人権教育・保育推進計画を作成し、その計画の点検・総括を行った。	3、計画どおり	「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき様々な教育活動の中で男女平等教育にかかわる取組みを実施した。	「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、あらゆる教育活動を通して、男女平等教育の推進に努める。	人権教育課
Ⅳ	11	(1)	男女平等参画を推進する 学校教育の充実	＜市内の幼稚園・小・中学校における男女平等教育の推進＞「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進しました。	3、計画どおり	男女平等教育の推進について、学校園長を通じ、取組の推進について確認することができた。	引き続き、「泉南市男女平等教育基本方針」に基づき、男女平等教育を推進します。	学務課
Ⅳ	11	(1)	男女平等参画を推進する 学校教育の充実	＜性別にとらわれない職業観の醸成＞性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力に応じた職業選択の可能性を提示し、職業観を育てる教育を実施します。	職業体験先の選択に関して、性的役割意識や固定概念にとらわれず、自分のやりたい職業を選択できるよう支援する。	3、計画どおり	教育関係者の、ジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点を持った教育保育実践の充実。	ジェンダーに対する理解を深め、性別にかかわらず、自分のやりたいとを選択できるよう職業体験を計画する。	人権教育課
Ⅳ	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	教育関係者のジェンダーに対する理解を深めるため、学校園所の園内研修において、LGBT当事者との出会いや多様な性に出会う取組を推進した。	3、計画どおり	教職員が当事者と出会うことで、次年度に向けての園児対象の取組の共通理解が図れた。ジェンダーに関する自主的な研究活動の支援。	性の多様性から、自分と向き合うきっかけとするとともに、どんな性の排除しない校園所作りに向けて、当事者と出会う研修を計画。	人権教育課
Ⅳ	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜教職員の研修の充実＞教育関係者のジェンダーに対する理解を深め、男女平等参画の視点をもった教育・保育の実践につながる研修を充実するとともに、自主的な研究活動を支援します。	○改定保育所保育指針及び教育・保育要領に基づき、泉南市保育計画等の作成及び各施設の保育・教育の計画(保育・教育課程、指導計画)を検討し、保育・教育課程を作成した。 ○泉南市人権保育方針に基づく人権保育推進プランの点検及び人権保育の実施を行った。	3、計画どおり	実施計画にもとづき実施した。	○改定保育所保育指針及び教育・保育要領に基づき、泉南市保育計画の作成及び各保育所の保育の計画(保育課程、指導計画)を検討する。 ○泉南市人権保育方針に基づく人権保育推進プランの点検及び人権保育の実施を行う。	保育子育て支援課 ⇒保育子ども課
Ⅳ	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞市立校園のPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう働きかけます。	学校園行事でのPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう、ヒアリングを通して働きかけた。	3、計画どおり	一部の学校園のPTA行事において、男女両性が積極的に参加する様子がみられた。	学校園行事でのPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画するよう、継続して働きかける。	人権教育課

IV	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞市立校園のPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画できるよう働きかけます。	認定こども園・保育所等における保護者会活動、保護者の活動に、男女両性が積極的に参加・参画できるよう働きかけた。	3、計画どおり	性別にとらわれない保護活動を検討し、男女両性が参加できるよう働きかけを行った。	認定こども園・保育所等における保護者会活動、保護者の活動に、男女両性が積極的に参加・参画できるよう働きかけます。	保育子育て支援課 ⇒保育子ども課
IV	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜学校、園行事等での固定的な性別役割分担意識の解消の推進＞市立校園のPTA活動に男女両性が積極的に参加・参画できるよう働きかけます。	子ども関係機関において保護者のニーズにそった子育て講座を開催した。	3、計画どおり	保護者が必要とする内容を含んだ講座を開催した。	具体的取組にそった子育て講座を開催する。	保育子育て支援課 (家庭支援課)
IV	11	(2)	幼稚園・認定こども園・保育所・学校での男女平等参画による運営の推進	＜保護者への情報提供、啓発の充実＞男女平等参画の意識が浸透するように多様な媒体や方法で保護者への情報提供や啓発を充実します。	男女混合の教育活動を通した情報発信をするなかで理解を求めた	3、計画どおり	すべての学校園での男女混合名簿をはじめ、男女混合の教育活動も定着してきた。	あらゆる教育活動を通して、男女平等教育について保護者理解に努める。	人権教育課
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	3、計画どおり	家庭教育が困難な世帯もあるが、留守家庭児童会として可能な限り、児童に対する支援を行っており、今後も引き続き継続していく。	留守家庭児童会を通じ、就労等で不在の保護者に代わり、基本的な生活習慣を身につけることができるよう支援を行った。	生涯学習課
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	特になし	4、計画をやや下回る	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	特になし	4、計画をやや下回る	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	小中学生によるジュニア司書クラブ活動などで、子どもたちの学習や体験活動の場を提供した。(活動回数18回、のべ参加人数79人)	3、計画どおり	子どもたちの積極的な活動の場として、お互いの意識を高めあう学習の場であり、体験の場となっている。	男女平等の視点に立ち、またいろいろなことに興味を持ち体験できるように、学習機会の場を提供したい。	文化振興課図書館

IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	男女を問わず学習、体験ができる講座を増やした。	3、計画どおり	男女を問わず学習、体験のできる講座を増やしたが、参加者が偏らないかが課題である。	男女を問わず学習、体験ができる講座を開催する。	青少年センター
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	随時情報の提供に努めた。	4、計画をやや下回る	直接行う講座等が限られるため情報提供が主になった。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提供を探る。	生涯学習課
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	子ども関係機関において保護者のニーズにそった子育て講座を開催した。	3、計画どおり	保護者が必要とする内容を含んだ講座を開催した。	具体的取組にそった子育て講座を開催する。	保育子育て支援課 (家庭支援課)
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	赤ちゃん教室や幼稚園への出前講座など他機関と協力し、子育てについての、学習機会を提供した。	3、計画どおり	教室の企画に応じた学習内容を提供した。	赤ちゃん教室や幼稚園への出前講座など他機関と協力し、学習機会を提供する。	保健推進課
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	特になし	4、計画をやや下回る	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜固定的な性別役割にとらわれない家庭教育の推進＞乳幼児家庭教育学級や家庭教育学級で性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。	特になし	4、計画をやや下回る	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等の視点に立った地域における子どもの学習や体験の場づくり＞子どもたちが学習や体験活動の中で男女平等意識を育めるよう学習や体験の場づくりを充実します。	小中学生によるジュニア司書クラブ活動などで、子どもたちの学習や体験活動の場を提供した。(活動回数18回、のべ参加人数79人)	3、計画どおり	子どもたちの積極的な活動の場として、お互いの意識を高めあう学習の場であり、体験の場となっている。	男女平等の視点に立ち、またいろいろなことに興味を持ち体験できるように、学習機会の場を提供したい。	文化振興課図書館
IV	11	(3)	男女平等参画を推進する社会教育、学習の充実	＜男女平等参画に関わる資料などの充実＞図書館資料の充実をはかり、関連情報や資料を積極的に提供します。	入口の特集コーナーで「SDGs」について考えよう」展を開催。常設の特集コーナーで、男女平等や広く人権に関わる図書を集集、閲覧や貸出による情報提供を行った。	3、計画どおり	人権や男女平等参画などに関する資料の充実をはかり、より新しい情報を提供することが課題。	コーナーの存在を知ってもらうために、展示方法等に工夫をこらし、より多くの方の利用を図りたい。	文化振興課図書館

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策12 多様な選択を可能にする社会教育の推進

基本 目標	主要 施策	小分 類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度 進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅳ	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「欲張り人生を叶えるためのプチテクニック」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため未開催。 他機関が行うセミナーや講座のチラシ等をルーム内に配架し、情報提供を行っている。	4、計画をやや下回る	他の講座や講演会等で、多少の意識啓発はできているが、十分な意識啓発を図ることができなかった。 次年度、同内容で講座を開催する予定。	女性のチャレンジを応援する講座を開催する。 各市の情報を収集し、必要な情報提供を行う。	人権推進課
Ⅳ	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	特になし		大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減(1/3)とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館
Ⅳ	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	幅広い観点から収集した女性問題に関する図書コーナーを特集し、多くの方の目に触れるように展示、貸出を行った。	3、計画どおり	女性問題関連図書を、表紙を見せて並べることで、手に取りやすく貸出や閲覧にも結び付いた。	仕事や学習に結び付く資料も含め、広い分野での女性問題関連資料を収集し提供したい。	文化振興課図書館
Ⅳ	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	随時情報の提供に努めた。	4、計画をやや下回る	直接行う講座等が限られるため情報提供が主になった。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提供を探索。	生涯学習課
Ⅳ	12	(1)	女性の人材育成	＜女性のチャレンジに関する情報提供と講座の開催＞働く、学ぶ、交流するなど、さまざまなチャレンジに関する情報を収集するとともに、多様な媒体を通して情報提供をします。	産業観光課、地域就労支援センターにおいて、求人情報・職業訓練情報の提供を行いました。	3、計画どおり	産業観光課、地域就労支援センターにおいて、求人情報・職業訓練情報の提供を行いました。	産業観光課、地域就労支援センターにおいて、求人情報・職業訓練情報の提供を行います。	産業観光課

IV	12	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体をととして提供します。	各種団体(文化協会、婦人会、PTA)などが行う講座、イベントを通して情報を発信した。	2、計画をやや上回る	市の広報、HP、各種団体を通して参加を呼びかけ参加があった。	今後とも多くの方に学習していただけるよう機会とPRを行う。	生涯学習課
IV	12	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体をととして提供します。	広報紙においては毎月2ページを情報ボックスとして設け、その一部で生涯学習の情報を掲載した。ウェブサイトにおいても同様に生涯学習の取組や情報の提供を継続的に行った。	3、計画どおり	生涯学習に関するイベント等について、広報紙や市ウェブサイト掲載により、広く市民に情報を提供し、参加を促すことができた。今後も継続して、広く情報提供を行う。	広報紙及び市ウェブサイトで、生涯学習に関する情報の提供を継続。	秘書広報課
IV	12	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体をととして提供します。	下記のとおり実施した。 ・ストレッチ体操 ・夏の寄せ植え ・ハーバリウムを作ろう ・レクリエーション ・ラフターヨガ ・相続と遺言の留意点 ・防災講座3種類 ・演奏会2種類 ・お掃除講座	3、計画どおり	大幅な予算削減(1/3)と、コロナウイルス関係で実施できなかった講座もあったが、今後、充実したい。	大幅な予算削減(1/3)と、コロナウイルス関係で実施できなかった講座もあったが、今後、充実したい。	文化振興課公民館
IV	12	(2)	生涯学習に関する情報の提供	＜生涯学習に関する情報の提供＞年齢や性別にかかわらず参加できる生涯学習に関する情報を、さまざまな機会、媒体をととして提供します。	地域の情報コーナーの充実を図った。また、図書や視聴覚資料の図書館資料についても、生涯学習に関する内容の資料を幅広く収集し、市民に提供した。	3、計画どおり	地域の情報コーナーで、多様なニーズに対応できるよう、様々な情報を集め提供した。	生涯学習に関する情報や資料を積極的に収集し、情報提供をしたい。	文化振興課図書館
IV	12	(3)	社会教育に携わる人々への学習機会の提供	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…?～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加) 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない?～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。(18名参加)	3、計画どおり	左記の講座の募集にあたっては、地域団体や関係団体の代表者など広く市民の方へ対象を広げており、学習機会の提供を図っている。	男女平等参画社会づくり講座などに、社会教育に携わる人の参加を促します。	人権推進課

IV	12	(3)	社会教育に携わる人々への学習機会の提供	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞ 地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	各種団体(文化協会、婦人会、PTA)などが行う講座、イベントを通して情報を発信した。	2、計画をやや上回る	市の広報、HP、各種団体を通して参加を呼び呼びかけ参加があった。	今後とも多くの方に学習していただけるよう機会とPRを行う。	生涯学習課
IV	12	(3)	社会教育に携わる人々への学習機会の提供	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞ 地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、社会教育に携わる人々への学習機会の提供につながった。	所管団体等への情報提供に努めます。	政策推進課
IV	12	(3)	社会教育に携わる人々への学習機会の提供	＜社会教育に携わる人々への学習機会の提供＞ 地域団体や関係団体の代表者、生涯学習の講座を企画・運営する担当者などに対して、男女平等参画の視点をもてるような学習機会を提供します。	生涯学習の講座を企画・運営する担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い参加を促進した。	3、計画どおり	社会教育などの担当課等において、担当者の育成を実施する必要がある。	引き続き、生涯学習の講座を企画・運営する担当者の男女平等参画意識の醸成を図るため、研修実施に際しては、周知を行い参加を促す。	人事課

基本目標Ⅳ 男女平等参画の意識づくり

主要施策13 メディアにおける人権の尊重

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅳ	13	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	＜市刊行物などの表現の見直し＞市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙や市ウェブサイトにおいてはすべての掲載記事で性差にとらわれない人権尊重の表現の使用を心掛け、読者が誤解を招きやすい表現を避けるよう作成を行った。	3、計画どおり	広報紙や市ウェブサイト掲載記事について、人権尊重の表現を心がけ、課内でも確認作業を徹底した。	広報紙や市ウェブサイトについて、固定的な性差観にとらわれない表現を行うよう努める。	秘書広報課
Ⅳ	13	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	＜市刊行物などの表現の見直し＞市刊行物において、固定的な性差観にとらわれない、人権尊重の表現を推進します。	広報紙等、行政刊行物について、ジェンダーフリーに配慮した表現・カット写真の推進に努めた。	3、計画どおり	ジェンダーフリーに配慮した表現・カット写真とすることで、広報紙等の読者が固定的な性差観にとらわれないように努めている。	広報紙等、行政刊行物について、ジェンダーフリーに配慮した表現の推進を図ります。	人権推進課
Ⅳ	13	(1)	男女の人権を尊重した表現の推進	＜男女平等の表現に関する学習機会の充実＞市民や地域団体・企業等が男女平等の視点に配慮した表現について学べる機会の提供を推進します。	人権推進課から市民向けに発するあらゆる文書において、男女平等の視点に配慮した表現に努めるとともに、講座や講演会の開催、また啓発紙の配布等により、推進を図った。	3、計画どおり	講座や講演会の開催、啓発誌の配布等により、男女平等の表現に関する学習機会の提供を行っている。	人権推進課から市民向けに発するあらゆる文書において、男女平等の視点に配慮した表現に努めるとともに、講座や講演会の開催、また啓発紙の配布等により、推進を図ります。	人権推進課
Ⅳ	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	講座や啓発誌等で学習の機会の提供に努めた。 男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…？～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催（全2回。延べ43名参加） 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない？～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。（18名参加） 男女平等参画情報誌「step」を、SDGsと男女平等参画を関連付けたテーマで作成した。	3、計画どおり	受講者や読者が男女平等の視点を身に付けることができるよう、講座や講演会の開催、啓発誌の発行を行うことにより、情報モラルの普及を図っている。	講座や講演会、啓発誌等を通じて、男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努める。	人権推進課
Ⅳ	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	研修や講座の実施、ヒアリング等による点検に努めた。	3、計画どおり	ネット環境の広がりにより子どもたちが様々な情報に触れる機会が多くなっており、メディア・リテラシーの重要性が高まっている。	ネット情報やチャリンの配付、保護者への情報提供継続して行う。	人権教育課

IV	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞ 学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	児童生徒に対し男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努め、情報処理・情報発信能力の育成を図るとともに教職員や保護者に対しても男女平等、男女共同参画の啓発・推進に努めた。	3、計画どおり	児童生徒に対し男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努め、情報処理・情報発信能力の育成を図るとともに教職員や保護者に対しても男女平等、男女共同参画の啓発・推進に努める。	引き続き、児童生徒に対し男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及に努め、情報処理・情報発信能力の育成を図るとともに教職員や保護者に対しても男女平等、男女共同参画の啓発・推進に努める。	指導課
IV	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞ 学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	随時情報の提供に努めた。	4、計画をやや下回る	直接行う講座等が限られるため情報提供が主になった。	随時情報の提供に努める一方、講座等で学習機会提供を探る。	生涯学習課
IV	13	(2)	情報教育の推進	＜男女平等の視点を踏まえた情報モラルの普及＞ 学校教育、社会教育等を通じて、情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を育みます。	特になし	4、計画をやや下回る	大幅な予算削減（1/3）とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	大幅な予算削減（1/3）とコロナウイルス対策のため、未実施となったが、来年度は実施したい。	文化振興課公民館



あらゆる暴力の根絶を基本とした 安心づくり

基本目標 V

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策14 あらゆる暴力の根絶

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅴ	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜女性の人権を守る法律・制度の周知徹底＞配偶者からの暴力防止法、ストーカー規制法等の学習機会の提供をします	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…？～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加) 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性には土俵に上がれない？～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。(18名参加) 男女平等参画情報誌「step」を、SDGsと男女平等参画を関連付けたテーマで作成した。	3、計画どおり	左記の講座や啓発誌を作成することにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図った。	講座や講演会等を行うことにより、女性の人権を守る法律や制度の周知を図ります。	人権推進課
Ⅴ	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	講座や啓発誌等で性犯罪等の防止に向けた啓発に努めた。 男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…？～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加) 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性には土俵に上がれない？～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。(18名参加) 男女平等参画情報誌「step」を、SDGsと男女平等参画を関連付けたテーマで作成した。	3、計画どおり	講座や啓発誌等で性犯罪等の防止に向けた啓発を図り、防犯対策の強化に資するものとした。	講座や講演会等を行うことにより、性犯罪や性暴力の根絶に関して理解を促進します。	人権推進課
Ⅴ	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜性犯罪等の防止に向けた啓発と防犯対策の強化＞性犯罪に関する正しい情報を提供し、性犯罪を許さない気運の醸成を図ります。子どもに対する性暴力の根絶に向けた対策の推進や、近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化します。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努めた。	3、計画どおり	今後も、関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動及び地域安全大会を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	関係機関と協力して、性犯罪等街頭犯罪の防止に向けた地域安全運動(年3回)及び地域安全大会(年1回)を実施するとともに、各地域でのぼり旗の設置を行うなど啓発に努める。	生活福祉課
Ⅴ	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止の促進＞企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修会の助成制度の周知と関係機関からの啓発冊子の配布などを通じ、事業所への男女参画を阻害する暴力根絶の啓発推進と情報提供に努めている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知します。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課

V	14	(1)	男女平等参画の推進を阻害する要因によるあらゆる暴力根絶の啓発推進	＜セクシュアル・ハラスメント防止の促進＞企業や地域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のために、実効性のあるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知徹底するとともに、学習機会の充実を図ります。	管理監督職を対象として、職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 また、平成31年3月にパワーハラスメントなどの項目を追加し、新たに制定した「ハラスメント防止要綱」の周知を行った。 *「ハラスメント防止研修」31名参加	3、計画どおり	継続的な研修や、定期的に注意喚起を実施することで、職員のハラスメント防止に繋げる必要がある。	職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。また、ハラスメント防止要綱についても周知徹底する。	人事課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜性暴力の被害者支援＞「性暴力支援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して、心とからだのケアに努めます。	女性相談(面接)や電話相談、DV相談を通じ、必要に応じて他機関と連携を図っています。 【女性相談(面接)の実施】 ▽毎月 第1金曜日13:00～16:00 第2火曜日17:00～20:00 第4金曜日10:00～13:00 1年度の相談件数 99件 【女性のための電話相談】 ▽毎週木曜日(祝日・第5木曜日を除く)10:00～12:00、13:00～15:00 1年度の相談件数 32件 男女平等参画情報誌「step」を、SDGsと男女平等参画を関連付けたテーマで作成した。	3、計画どおり	性暴力については、必要に応じてSACHICOなど、他機関と連携を図るよう努めているが、今年度は0件であった。	女性相談(面接)、女性のための電話相談及び「性暴力支援センター・大阪(SACHICO)」など民間の支援機関と協力して、心とからだのケアに努める。	人権推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	3、計画どおり	DV防止連絡会議を開催することにより、各関係機関の顔の見える関係づくりが促進され、連携を図りやすい体制の整備に努めている。外部関係機関を含む代表者会議を開催した。	配偶者からの暴力防止連絡会議を行い、連携を深める。	人権推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を進めます。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図った。	3、計画どおり	研修を通じ、資質の向上を図るとともに、相談体制の充実を図った。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	生活福祉課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	3、計画どおり	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携により支援を実施した。	相談、救援活動を行う府・関係機関・NPO(民間非営利組織)との連携を図る。	長寿社会推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報交換・課題解決に向けて検討した。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報交換・課題解決に向けて取り組むことができた。	泉南市自立支援協議会において、相談支援事業所を中心に情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を強化します。	障害福祉課

V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	DV事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。	3、計画どおり	DV事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施することができた。	関係機関との連携を図り、必要な支援と情報提供を行います。	保健推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催。 ▽第1回「障害とジェンダー～女性障害者の生きづらさを知る～」(14名参加) ▽第2回「アサーティブなコミュニケーションの取り方～相談者へのエンパワメントのために～」(19名参加)	3、計画どおり	左記の講座の募集にあたっては、地域団体や関係団体に所属する者など広く市民を対象を広げて実施しており、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上を図っている。	相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催します。	人権推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上につながった。	所管団体等への情報提供に努めます。	政策推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図った。	3、計画どおり	今後も引き続き、DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	DV被害等に関する研修会に参加するなど、相談員の資質の向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の充実化を図る。	生活福祉課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	3、計画どおり	各種研修への参加、情報提供等を実施。	各種研修への参加、関係団体への情報提供に努める。	長寿社会推進課
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜相談窓口、医療機関などとの連携の強化＞各種相談事業の相談員による情報交換等により課題の整理を実施し、問題解決に向けたネットワークづくりを進めます。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図った。	3、計画どおり	研修を通じ、資質の向上を図るとともに、相談体制の充実を図った。	研修会に参加するなど相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関と連携して、相談体制の強化を図る。	家庭支援課（子ども給付係）
V	14	(2)	暴力被害者へのワンストップ支援	＜さまざまな立場で相談に携わる人材の資質の向上＞民生委員児童委員、自治会役員、担当者、相談員などの言動によって、被害者を傷つけないよう関係者に対する研修を実施します。	各種研修への参加、情報提供に努めた。	3、計画どおり	各種研修への参加や泉南市自立支援協議会において、情報提供に取り組んだ。	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、情報交換・課題解決に向けて、連携を強化し、必要に応じて関係者に対する研修を実施します。	障害福祉課

V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の人権研修会で「子どもの権利条例」について講演会を行い、共に学習した。	3、計画どおり	様々な方法で子どもの人権について考える機会を提供し、参加者をいかに増やしていくかが課題である。	保護者、教師を対象に市PTA協議会主催の人権研修会を開催し引き続き啓発を行う。	生涯学習課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	子どもを守る地域ネットワークでは、関係機関との連携及び児童虐待防止の理解を深めるため、各部会での研修や市民への啓発を行った。	3、計画どおり	啓発研修や実務者研修を実施した。	子どもを守る地域ネットワークにおいて、関係機関との強化を図る。	保育子育て支援課 (R2、家庭支援課)
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	関係機関と連携し、防止啓発に努めた。	3、計画どおり	今後も引き続き、関係機関と連携し、防止啓発に努める。	関係機関と連携し、防止啓発に努める。	生活福祉課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施。 健診未受診者をはじめとしたリスクの高い家庭等について、定期的に課内会議を設け、関係機関に情報提供を行った。	3、計画どおり	虐待事例について、関係機関と連携を図り、必要な支援を実施することができた。	関係機関との連携を図り、必要な支援と情報提供を行う。 健診未受診者をはじめとしたリスクの高い家庭等について、課内で定期的に会議を設け、関係機関に情報提供を行う。	保健推進課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…？～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催(全2回。延べ43名参加) 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない？～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。(18名参加)	3、計画どおり	左記の講座、講演会の募集にあたっては、広く市民に対象を広げて実施しており、さまざまな方に受講いただくことにより、市民の意識を醸成し地域システムの強化につながるよう努めています。	講座や講演会等を通じ、配偶者への暴力や子どもへの暴力等、あらゆる暴力の根絶の啓発を実施します。	人権推進課
V	14	(3)	児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援	＜児童虐待、児童買春、児童ポルノの防止及び被害者支援＞「泉南市子どもの権利条例」を遵守し、子どもへの暴力を防止するための地域システムを強化します。	・各学校園において、子どもの相談窓口を設置し、年に1回～数回周知していることを、ヒアリングにて確認。 ・大阪府教育センター等から配布される相談窓口のカードを、各学校園を通して子どもたちに配布。	3、計画どおり	子どもが相談したいと思える窓口となるように、「子どもの権利」の視点から子どもの話を聴く体制づくりが必要。	子どもの相談窓口の現状と課題を把握し、子どもが相談したいと思える窓口の体制について検討する。	人権教育課

基本目標Ⅴ あらゆる暴力の根絶を基本とした安心づくり

主要施策15 DV防止計画の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅴ	15	(1)	DV被害の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努めた。	3、計画どおり	今後も引き続き、関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	関係団体に対し、DV被害等に関する研修会への参加を働きかけるとともに、相互の連携強化に努める。	生活福祉課
Ⅴ	15	(1)	DV被害の防止	＜早期発見のための通報体制の整備＞配偶者からの暴力に関する相談窓口などを記載したDV相談窓口一覧カードを作成します。	「女性のための電話相談」および「女性相談（面接）」の案内チラシ（A4サイズ）を作成し、市内公共施設（市役所、保健センター等）に配架している。また同チラシを講座や講演会実施時に配布した。 市役所1階女子トイレおよび公民館、図書館に相談窓口の案内カード（名刺サイズ）を設置した。	3、計画どおり	相談窓口の案内カード（名刺サイズ）を市役所本庁・別館の女子トイレおよび公民館、図書館の女子トイレ等に配架することにより、女性に見てもらいやすいよう心掛けた。	相談窓口の案内チラシ（A4サイズ）やカード（名刺サイズ）を作成し、公共施設等に配架することにより、早期発見のための通報体制の整備を図ります。	人権推進課
Ⅴ	15	(1)	DV被害の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	男女平等参画社会づくり講座Ⅰ「あなたが感じる「女らしさ」「男らしさ」。それって…？～いろいろな場面で考えてみませんか～」を開催（全2回。延べ43名参加） 男女平等参画都市宣言啓発講演会「なぜ、女性は土俵に上がれない？～慣習・しきたりにみる女性問題～」を開催。（18名参加） 相談員・支援員のためのスキルアップ講座を開催。 ▽第1回「障害とジェンダー～女性障害者の生きづらさを知る～」(14名参加) ▽第2回「アサーティブなコミュニケーションの取り方～相談者へのエンパワメントのために～」(19名参加) 男女平等参画情報誌「step」を、SDGsと男女平等参画を関連付けたテーマで作成した。	3、計画どおり	左記の講座、講演会の募集にあたっては、民生委員や人権擁護委員の方など、広く市民に対象を広げて実施しており、さまざまな方に受講いただくことにより、市民のDV被害に関する理解の促進を図っている。	講座や講演会等を通じ、地域において福祉活動に取り組んでいる方へ、DVに関する啓発を図ります。	人権推進課
Ⅴ	15	(1)	DV被害の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	各種研修への参加、情報提供等を実施。	3、計画どおり	地域で行われる会議等に参加し、情報の共有等を行った。	各種研修への参加、情報提供等を実施する。	長寿社会推進課

V	15	(1)	DV被害の防止	＜地域で福祉活動に取り組む人への啓発と連携の強化＞地域において福祉活動に取り組んでいる民生委員児童委員や、人権相談を行っている人権擁護委員への啓発活動を進め、地域での早期発見につなげると同時に、連携を強化します。	泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を強化した。	3、計画どおり	相談支援事業所を中心に泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換・課題解決に向けたネットワークにより連携し取り組むことができた。	泉南市自立支援協議会において、虐待の早期発見と適切な対応を図るための情報交換・課題解決に向けたネットワークにより、連携を強化します。	障害福祉課
V	15	(1)	DV被害の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	泉南市DV被害者相談マニュアルを作成し、庁内に配布のうえ、庁内LAN(グループウェア)を活用し、当該マニュアルをデータ化した物を、各職員が閲覧できる体制を整えている。	3、計画どおり	DV被害者相談マニュアルを作成し、その都度医療・福祉関係者等からの問い合わせに関して、DVに関する知識やDV被害者への対応等について情報の共有を図っている。	泉南市DV被害者相談マニュアルを活用します。	人権推進課
V	15	(1)	DV被害の防止	＜医療・福祉関係者などへの啓発の徹底＞DVに関する知識やDV被害者への対応、被害者のプライバシーへの配慮などについてのマニュアルを作成し、配布します。	DV相談・女性のための相談等掲載のパンフレットを窓口を設置し、また健診受診者に配布。	3、計画どおり	窓口の整備をし、相談等のパンフレットを、見やすく配置することができた。	被害者のプライバシーへの配慮をしながら、必要な支援を行う。 窓口等にDVのパンフレット等を設置し、DVの普及啓発を促進する。	保健推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	3、計画どおり	DV防止連絡会議を開催することにより、各関係機関の顔の見える関係づくりが促進され、連携を図りやすい体制の整備に努めている。外部関係機関を含む代表者会議を開催した。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。	人権推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努めた。	3、計画どおり	令和元年度＜成果＞ ・申出期間内において、現状把握徹底。関係部署と連携して、住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努めた。 ・「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」令和元年10月7日関係部署との連携・泉南市の実態把握。 ・申出期間経過者に対して、書類送付し申出勧奨を徹底した。 令和元年度＜課題＞ ・申出者からの「住民基本台帳事務における支援措置」への重要性認識が薄い。制度説明周知徹底していきたい。	関係部署と連携して住民基本台帳事務における支援措置制度の周知をはかり、被害者の保護を徹底することに努める。	市民課

V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は201件ありました。	3、計画どおり	弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は201件ありました。	弁護士による法律相談を月3～2回、年間34回実施の予定です。	産業観光課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係各課との連携を行いながら、当該ケースについて、適切な保険証等の交付事務に努めた。	3、計画どおり	令和元年度は該当ケースはなかった。今後も関係各課と連携し対応する。	DVについての理解を深め、関係各課との連携を行い、今後も引き続き適切な保険証等の交付に努める。	保険年金課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	3、計画どおり	DV防止連絡会議を開催することにより、各関係機関の顔の見える関係づくりが促進され、連携を図りやすい体制の整備に努めている。外部関係機関を含む代表者会議を開催した。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。	家庭支援課 (子ども給付係)
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係部署との連携強化に努めた	3、計画どおり	関係部署との情報共有等に努め、被害者の一時保護から自立支援を行った。	関係部署との連携強化に努める。	長寿社会推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議に出席し、関係各課との連携を図った。	3、計画どおり	関係各課と情報共有を行い継続的な連携をすすめることができた。	今後も、予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために関係各課、機関との連携を図る。	障害福祉課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	関係機関との連携を強化するために会議に出席した。	3、計画どおり	DV被害者の現状を知るとともに、切れ目のない支援を実施するために、各関係機関の連携が重要であることを共有できた。	会議に出席し、引き続き連携の強化に努める。	保健推進課

V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	DV防止連絡会議代表者会議を開催し、各関係機関と情報交換、情報共有を図った。また、DV事案が発生した都度、案件ごとに個別に情報共有を図った。	3、計画どおり	今後も引き続き、DV防止連絡会議を開催することにより、各関係機関の顔の見える関係づくりが促進され、連携を図りやすい体制の整備に努めている。外部関係機関を含む代表者会議を開催した。	泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議を開催し、連携を密接にします。	生活福祉課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜関係機関との連携強化＞予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の機能を強化します。	予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たしました。	3、計画どおり	対応方に配慮を要するケースについて、学校園や関係機関と連携をとり対応した。	引き続き、予防から被害者の自立支援までの総合的な支援を充実するために、「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」の役割を果たしていきます。	学務課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実する。	長寿社会推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	地域包括支援センターとの連携により相談体制を充実した。	3、計画どおり	地域包括支援センターとの連携による相談を実施。	地域包括支援センターとの連携により、相談体制を充実します。	障害福祉課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜相談の充実と連携の強化＞地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、被害者に二次被害が及ばないための配慮の観点から、庁内窓口用の「泉南市DV被害者相談マニュアル」や「ワンストップ相談シート」を有効に活用します。	女性相談(面接)の実施 ▽毎月 第1金曜日13:00～16:00 第2火曜日17:00～20:00 第4金曜日10:00～13:00 1年度の相談件数 99件 女性のための電話相談 ▽毎週木曜日(祝日・第5木曜日を除く)10:00～12:00、13:00～15:00 1年度の相談件数 32件 市役所1階女子トイレおよび公民館、図書館に相談窓口の案内カードを設置した。 DV被害者相談マニュアルを庁内LAN上で情報共有し、活用を促進した。	3、計画どおり	相談窓口案内カードを設置することにより、女性相談、女性のための電話相談の周知を図った。また、マニュアル等の活用を促進することで連携の強化に努めた。	女性相談、女性のための電話相談実施、周知のための啓発実施を行う。庁内窓口担当者に対し、DV被害者相談マニュアルの活用を進めず。	人権推進課

V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います。	大阪府女性相談センター及び岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターと連携し、適切な保護を行った。一時保護件数1件。	3、計画どおり	大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターや民間シェルター等と連携する際には、被害者安全確保の徹底に努めています。	大阪府女性相談センター、岸和田子ども家庭センター、警察署などのDV被害者支援センターや民間シェルター等と連携し、適切な保護の実施に努めます。	人権推進課
V	15	(2)	被害者に対する初期段階の支援の充実	＜被害者の安全確保の徹底＞場所の秘匿を徹底し、一時保護にあたっての適切な保護を実施するとともに、保護命令申立て手続きに関する情報提供を行います。	高齢者虐待対応に基づく一時保護を実施。	3、計画どおり	地域包括支援センター、警察等との連携により一時保護を実施。	高齢者虐待対応に基づく一時保護を継続して実施する。	長寿社会推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞ハローワークなどと連携し、就労支援を行います。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は250件でした。また、泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に自立支援協議会実務者会議を年1回、相談を受けるコーディネーターのスキルアップのための研修(市町村就職困難者就労支援担当職員研修会)に1回参加しました。	3、計画どおり	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は250件でした。また、泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に自立支援協議会実務者会議を年1回、相談を受けるコーディネーターのスキルアップのための研修(市町村就職困難者就労支援担当職員研修会)に1回参加しました。	地域就労支援事業を実施しており、就職困難者、特に母子家庭の母親を重点に、雇用・就労のためのスキルアップ事業を実施します。	産業観光課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞ハローワークなどと連携し、就労支援を行います。	大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策、(一社)泉南市人権協会の就労支援施策等についての情報を、チラシの配架や個別相談内容に応じて提供しました。	3、計画どおり	チラシの配架等は、資料が送付されてきた都度、情報提供している。相談については、(一社)泉南市人権協会の総合相談につなぐ等、関係機関と連携している。	マザーズハローワークや庁内就労支援施策、(一社)泉南市人権協会の就労支援施策についての情報を提供します。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜生活基盤を整えるための支援＞女性相談センターや医療機関、警察、市民団体などのさまざまな機関が連携し、中長期にわたる継続的な被害者支援を実施する仕組みをつくります。	大阪マザーズハローワークや庁内就労支援施策、泉南市人権協会の総合相談等についての情報を提供しました。また、一時保護が必要となった時は、まず生活保護係につないでいただく、被害者の生活基盤を整えるための支援を行いました。	3、計画どおり	DV相談があった時などは、その都度、他機関と連携し、被害者の生活基盤を整えるための支援に努めている。	マザーズハローワークや庁内就労支援施策、泉南市人権協会の総合相談等についての情報を提供します。また、被害者の生活基盤を整えるため、他機関との連携を推進します。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞子どもへの支援について適切な情報提供をします。	子どもへの支援について適切な情報提供をしました。	3、計画どおり	子ども支援についての必要な情報など提供について、関係部局、機関と適切に行うことができた。	引き続き、子どもへの支援について適切な情報提供をします。	学務課

V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めました。	3、計画どおり	学校園と連携し、保護者への情報提供について引き続き、円滑に提供できるよう調整した。	引き続き、幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	学務課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞保育所・認定こども園・幼稚園・学校が安心・安全な場所となるよう、情報の保護や対応の整備を進めます。	認定こども園・保育所との連携を密にし、子どもの安心・安全を確保した。	3、計画どおり	今後も関係機関と連携し子どもの安心・安全の確保をすすめる。	認定こども園・保育所との連携を密にし、子どもの安心・安全を確保していく。	保育子育て支援課 ⇒保育子ども課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜同伴する子どもへの支援＞子どもへの支援について適切な情報提供をします。	家庭児童相談室において、子どもへの支援を行った。	3、計画どおり	人員体制の維持及び人材の育成を図ることで、安定した支援の確保が必要である。	家庭児童相談室において、子どもへの支援を行っていく。	保育子育て支援課 (R2、家庭支援課)
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVIに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	高齢者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施。	3、計画どおり	高齢者・障害者虐待防止月間である9月に広報にて、相談窓口等の周知啓発を実施。	高齢者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施する。	長寿社会推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVIに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	障害者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施。	3、計画どおり	高齢者・障害者虐待防止月間である9月に広報にて、相談窓口等の周知啓発を実施。	障害者虐待防止に関する意識啓発、広報活動等を実施します。	障害福祉課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜高齢者・障害者への支援＞高齢者や障害者の相談に携わる機関に対し、DVIに関する認知を促すとともに、DV相談機関等に関する情報の提供をします。	DV防止連絡会議を開催し、DVIに関する基本的な知識、取り扱いについて確認した。また、個別具体的な事案についても、その都度、関係機関と連携を図った。	3、計画どおり	DV防止連絡会議を開催し、DVIに関する基本的な知識、取り扱いについて確認する等して、高齢者・障害者への支援に努めている。	DV防止連絡会議を開催し、DVIに関する基本的な知識、取り扱いについて確認及び連携に努める。	人権推進課

V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体と連携しながら、多言語でDVIに関する情報提供をするためのリーフレットを作成します。	「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」の5か国語翻訳版において「女性相談(面接)」、「女性のための電話相談」の情報を掲載し、情報提供を行っている。	3、計画どおり	日本語を話すことができる、もしくは読むことができる外国人に対する一定の支援は、図ることができる。それができない外国人に対する支援を図っていくことが課題なので、相談スタッフや啓発誌等の多言語化を進めていく必要がある。	市役所玄関ホール及び男女平等参画ルームの情報コーナーに啓発紙等を配架し、情報提供に努める。	人権推進課
V	15	(3)	生活基盤を整えるための支援	＜外国籍住民への支援＞国際交流団体と連携しながら、多言語でDVIに関する情報提供をするためのリーフレットを作成します。	外国籍住民への支援の一環として、「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」5か国語翻訳版を活用し、継続して情報提供に努めました。	3、計画どおり	外国籍住民への支援の一環として、引き続き「泉南市 市役所サービスガイドブック2016」を窓口をはじめ、公共施設でも配布し、広く情報提供を行いました。	関係課との連携を図りながら、情報提供に努めます。	政策推進課
V	15	(4)	若年層へのDV防止教育及び相談	＜デートDV防止に関する取組の強化＞学校と関係機関の連携のもと、学校での啓発活動を進めます。	中学校においてデートDVについての取組が実施された。	4、計画をやや下回る	学年を決めて毎年啓発を行う必要がある。	学校と関係機関の連携のもと、中学校でのデートDVについての授業を行うなど学校での啓発活動を進める。	人権教育課
V	15	(4)	若年層へのDV防止教育及び相談	＜デートDV防止に関する取組の強化＞学校と関係機関の連携のもと、学校での啓発活動を進めます。	人権教育課と連携して、大阪府の「教職員向けDV被害者対応マニュアル」を配布するとともに、校内研修等実施の促進を図りました。	3、計画どおり	教職員が研修等を通じて、実態把握と未然防止に努めるとともに、児童生徒から相談しやすい体制や環境を整えることができた。	引き続き、DV被害への未然防止に努めるとともに、生じた場合は関係機関と連携を図り、迅速かつ組織的に対応していきます。	指導課
V	15	(4)	若年層へのDV防止教育及び相談	＜デートDV防止に関する取組の強化＞中学生・高校生・大学生を対象にした啓発リーフレットを作成します。	大阪府や他機関が作成したリーフレットの配架を行うなどし、啓発を図った。また、相談においては、内容に応じてデートDVに関することを啓発している。	3、計画どおり	大阪府・他機関が作成したリーフレットの配架や、個別相談時においてデートDVに関することを周知することにより、デートDV防止に関する啓発を図った。	大阪府等が作成したリーフレットの配架を行います。また、個別相談においては、適切に周知し啓発を図ります。	人権推進課



資料

泉南市男女平等参画推進条例

公布：平成２３年１２月２６日 条例第２９号

施行：平成２４年４月１日

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を基本にした国際社会の動きと連動して、男女平等の実現に向けて様々な取組が着実に進められ、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定された。

泉南市においては、平成１４年３月に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、様々な施策を推進してきたが、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女平等参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実現するために、男女平等を基本として、自らの意思によって、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が重要となっている。

ここに、泉南市は、男女平等参画の推進を主要な政策として位置付け、男女平等参画社会の実現を目指すために、市、市民、教育関係者及び事業者が一体となって男女平等参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第１条 この条例は、本市における男女平等参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、教育関係者（学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。

以下同じ。)及び事業者(本市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女平等参画施策の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女平等参画の推進を総合的かつ計画的に行い、もって男女平等参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の生活環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (5) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。
- (6) 性的指向 性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること。
- (3) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう見直されること。
- (4) 市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できること。
- (6) 男女平等参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留意し、協調して行うこと。
- (7) 男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、生涯にわたる性と生殖に関する事項について、自らが決定する権利が尊重されること。
- (8) 女性に対する暴力は、女性の人権に対する侵害であることから、女性に対する暴力が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、男女平等参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女平等参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女平等参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女平等参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、市民、教育関係者及び事業者と協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女平等参画の推進のため、市民、教育関係者及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女平等参画社会の実現に努めるものとする。

(市民等との協働及び活動の推進)

第9条 市は、男女平等参画を推進する活動を促進するため、市民、教育関係者及び事業者との協働を図るとともに、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

第10条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず性別及び性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第11条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないように努めなければならない。

(せんなん男女平等参画プラン)

第12条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、せんなん男女平等参画プランを定めなければならない。

2 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定するに当たり、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くとともに、市民、教育関係者及び事業者の意見を反映させなければならない。

3 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、せんなん男女平等参画プランの変更について準用する。

5 市長は、毎年度、せんなん男女平等参画プランの実施状況等を公表しなければならない。

6 せんなん男女平等参画プランは、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

(附属機関等における委員の構成)

第13条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないよう努めなければならない。

(施策の策定に当たっての配慮)

第14条 市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に努めなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女平等参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、男女平等参画施策に反映させるものとする。

（苦情等及び相談の申出）

第17条 市民、教育関係者及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策及び男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は意見がある場合は、市長に申出をすることができる。

2 市長は、前項の苦情の申出に対し、男女平等参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 市長は、第1項の苦情を処理するに当たり必要があると認めるときは、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

4 市民は、男女平等参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。この場合において、市長は、当該相談の申出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第18条 市は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（拠点施設の整備）

第19条 市は、男女平等参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女平等参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

（男女平等参画審議会）

第20条 本市に泉南市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) せんなん男女平等参画プランに関し、第12条第2項（同条第4項において準用する場合も含む。）に規定する事項を処理すること。

(2) 第17条第1項の苦情の申出について、同条第3項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現に策定されている男女平等参画社会の推進に関する計画であって、男女平等参画行動計画に相当するものは、第12条(第4項及び第5項を除く。)の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

(報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 報酬及び費用弁償条例(昭和31年泉南市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「総合福祉センター運営協議会委員」の次に次のように加える。

「

泉南市男女平等参画審議会委員	日額 7,500円
----------------	-----------

」

せんなん男女平等参画プラン
令和元年度進捗状況報告書／令和2年度実施計画書

2020年（令和元年）5月

発行：泉南市人権推進課

泉南市樽井一丁目1番1号

電話 072-480-2855 FAX 072-482-0075

E-mail jinken@city.sennan.lg.jp

© Sennan City Gender Equality Section 2019 Printed in Japan